

講習会テキスト

# 2025年度 浄化槽施工・維持管理技術者講習会

開催日 2026年3月11日(水)

場 所 札幌総合卸センター

主催 公益社団法人北海道浄化槽協会



# 浄化槽施工・維持管理技術者講習会 日程表

2026年3月11日

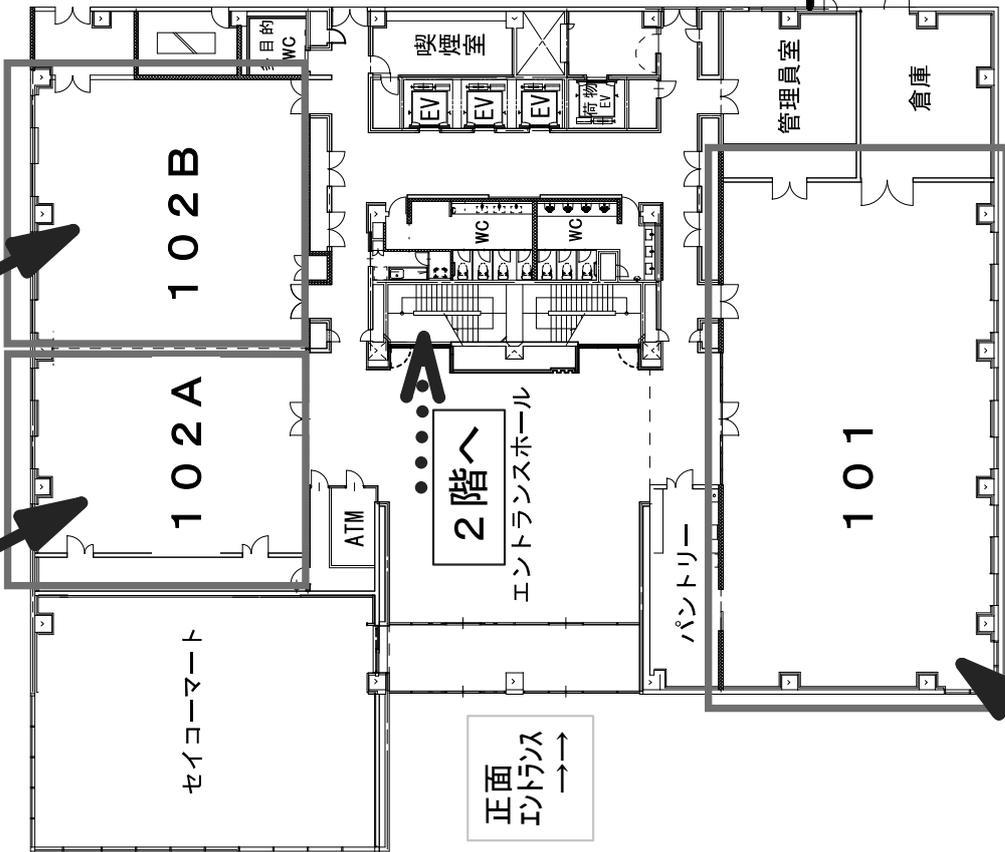
場所 札幌総合卸センター

公益社団法人北海道浄化槽協会

	9:15	受付開始			
午前 の 部	10:00	開会  挨拶 公益社団法人北海道浄化槽協会 事業委員会 委員長 齋藤 タ子			
	10:10 ~12:00	「非効率な小規模下水道の中止・廃止の動きと 浄化槽転換後の理想の維持管理体制構築」 ~浄化槽を通じて地域に貢献しよう~  総務省・地方公営企業経営アドバイザー 遠藤 誠作 様			
(昼食)					
午後 の 部	会場別講義 ※申込時に希望された会場にわかれて参加				
		A会場 (1階 101) フジクリーン	B会場 (1階 102B) 安永エアポンプ HHC ｼｽﾃﾑ事業部	C会場 (2階 205) 北海道浄化槽協会 塚越産業	
	1時限目 13:00 ~13:40	業界最浅、現場が変わる。 新型浄化槽 CB 型 (フジクリーン)	電磁式エアポンプの 構造及びメンテナンス 方法 (安永エアポンプ)	機能保証制度補修事例・ 脱炭素化推進事業の 事例 (北海道浄化槽協会)	
	(休憩)				
	2時限目 13:50 ~14:30	浄化槽の開発から発売まで (フジクリーン)	管理システム「エコプロ」を使った浄化槽管理体験 (HHC ｼｽﾃﾑ事業部)	地域の課題・ニセコ地区の現状 昨年以降行政との取組 (塚越産業)	
	(休憩)				
3時限目 14:40 ~15:20	業界最浅、現場が変わる。 新型浄化槽 CB 型 (フジクリーン)	社内 DX や AI を使った業務の効率化 (HHC ｼｽﾃﾑ事業部)	機能保証制度補修事例・ 脱炭素化推進事業の 事例 (北海道浄化槽協会)		
	15:30	閉会			

終日 展示会場  
(9社)

午後 B会場  
(安永・HHC)

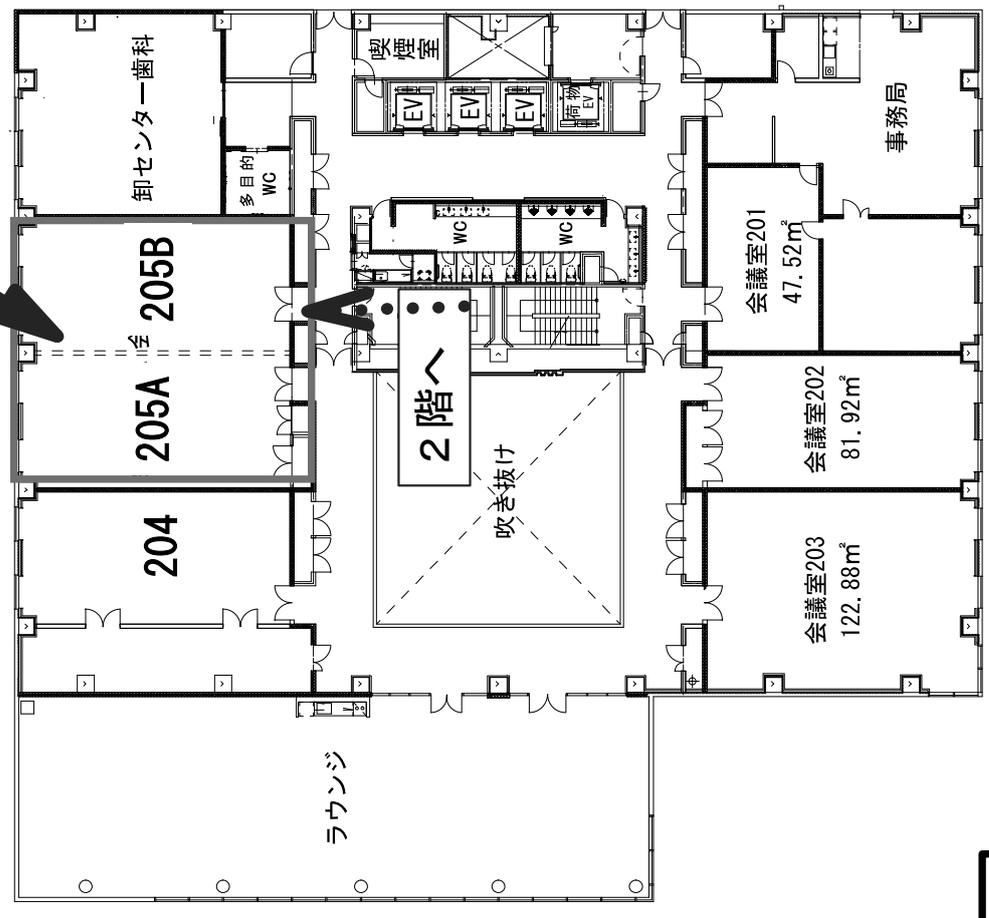


午前 全体講義  
午後 A会場  
(フジクアリーナ)

# 会場

## 1階 : 2階

午後 C会場  
(塚越産業・協会)



## 資料

「非効率な小規模下水道の中止・  
廃止の動きと  
浄化槽転換後の理想の維持管理  
体制構築」

～浄化槽を通じて  
地域に貢献しよう～

総務省・地方公営企業経営アドバイザー 遠藤誠作

# 2025年度浄化槽施工・維持管理技術者講習会 非効率な小規模下水道の中止・廃止の動きと 浄化槽転換後の理想の維持管理体制構築 ～浄化槽を通じて地域に貢献しよう～

総務省・地方公営企業経営アドバイザー  
総務省上下水道の経営基盤強化に関する研究会構成員  
公益財団法人日本環境整備教育センター評議員・青森県むつ市参与  
前 北海道大学大学院・公共政策学研究センター研究員

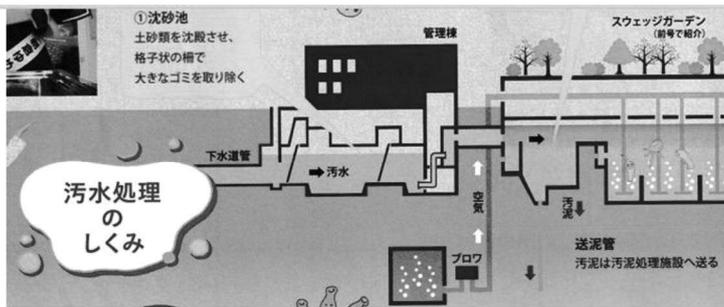
遠藤 誠作

(元福島県三春町企業局長・福岡県田川市参与)

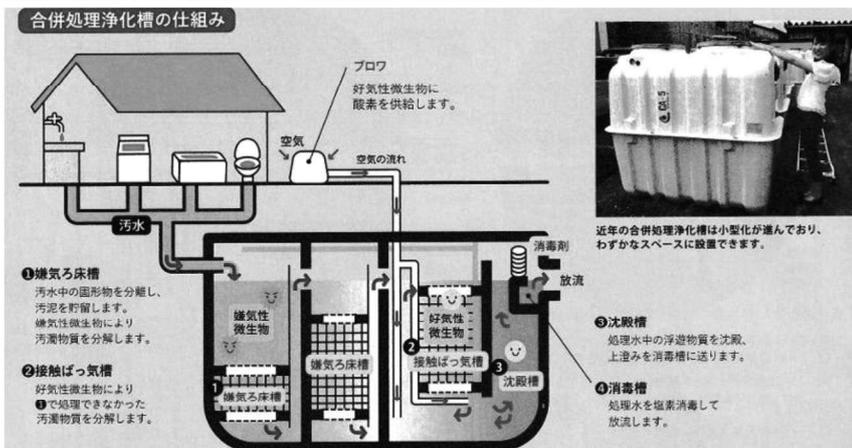
令和8年3月11日 札幌総合卸センター（デアウネさっぽろ）

公益社団法人 北海道浄化槽協会

1



## 浄化槽は排水をきれいにする立派な下水処理場(戸別下水道)



2

# はじめに ～小規模下水道 中止・廃止の動きと浄化槽への期待

## 野辺地町 下水道事業廃止を表明 補助金返還は回避見込み

野辺地町の中谷純逸町長「整備局への事業廃止届の提出は17日、町議会全員協議会に出すと定められた手続きを以て、休止している公共下水道事業について、同事業再評価等審議委員会の答申を尊重して廃止する方針を示した。」

町側は補助金3億6750万円に、補助金適正化法に規定する義務違反がない限り国は補助金返還を求めないとする。国の通知を基に「東北地方

## 国補助金返還不要 下水道廃止手続き終了

野辺地町 2004年度から休止し、17年に廃止の方向が示されていた野辺地町の公共下水道事業について町が事業廃止の手続きを行ったこと。国に補助金3億6750万円を返還する必要がなくなったことが17日、町側へのお知らせであった。町は、今後、埋設管などの処理について県などと協議する。町は1994～03年度に下水道事業費8億1500万円(国庫補助3億6750万円)を支出したが、04年度から事業を休止した。17年9月に公共下水道事業再評価等審議委員会が中谷純逸町長に「事業を廃止することが妥当」と答申し、中谷町長が同日、廃止の方針を示した。

事業費より4割下がっているなど指摘。与党議員は、現行法案の買収用地を売却し、立体駐車場をなくすなど事業費を抑えた案を、検討委に再提示してはどうかと提案したが、検討委の答申が終了しているため、町側は難色を示した。中谷町長は建設候補地について「検討委の答申を重く受け止めている」と述べ、自治会連合会が現在実施している世帯アンケートの結果に左右されないとの認識を示した。(藤島文)

町は18年3月、東北地方整備局に事業廃止届を提出し、受理された。同整備局は5月28日付で財産処分を承認し、一連の廃止手続きが終了したため、国が補助金を返還を求めないことになった。町建設環境課の浜野徹彦課長は「今後では、野辺地町の下水道事業の財産処分の協議を進めたい」と語った。

東興日報 2018年6月13日(水)

# 大都市圏の衛星都市が下水道整備を休止

下水道整備方針の見直しについて

令和7年12月8日

**1 目的**  
本市の下水道事業は、昭和42年度に事業を着手し、事業計画区域の拡張並びに事業期間の延伸を行い、表1のとおり下水道人口普及率は72.0%、排水区域面積は1,569haとなっている。下水道事業の主体計画や事業計画では、今後も排水圏域の拡張を予定しているが、構想的な変化、特に人口減少、高齢化、社会インフラの老朽化が下水道事業の財政状況等に大きな影響を与えていることから、今後の下水道整備方針について検討を行う。

表1 令和6年度末時点における下水道事業概要

行政区域人口	125,786人	下水道整備区域人口	90,579人
下水道人口普及率	72.0%	普及率	98.6%
下水道全体計画区域面積	2,693ha	下水道排水区域面積	1,569ha
処理方式	分立式	終末処理場	市内2カ所

**2 下水道整備状況**  
図1に下水道整備状況を示す。灰色の箇所が整備済みである下水道排水区域を示している。緑色の箇所が令和6年度までに整備予定の区域であり、黄色の箇所が令和9年度以降に整備予定の区域である。瀬戸市汚水処理施設整備では令和28年度に下水道整備完了予定であるが、現在は全体計画区域面積の約4割は下水道未普及区域であり、市内の地理的な要因等により整備の進捗が遅れている。

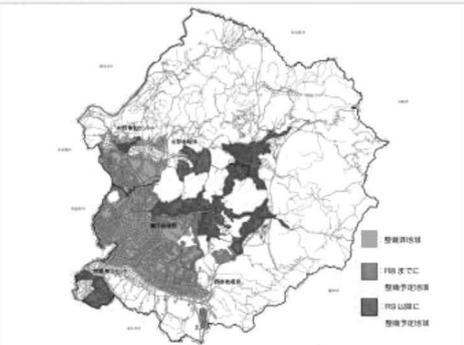


図1 令和6年度末時点における下水道整備状況

**3 下水道事業における主な課題**  
下水道事業における主な課題は以下の2点である。  
(1) 下水道施設の老朽化  
(2) 維持管理費の高騰

下水道施設の多くは、高度経済成長期に集中的に整備され、その多くが標準耐用年数を迎えつつあり、事故や故障を助長するため大規模な更新や改修の必要性が高まっている。よって、更新・修繕費用の増加が見込まれ、さらに物価高騰の影響により維持管理費の高騰が予想される。

**4 下水道施設の老朽化対策**  
図2のとおり、瀬戸市の下水道管路延長は、令和6年度末時点において約494kmに達している。そのうち、下水道管路の標準耐用年数50年を越える管路が約17%を占めており、10年以内は約27%に増加する。また、平成10年代まで陶管やハイセラミック管が敷設されて、全体の約45%を占めている。これらの管路は衝撃に強く、継手のずれやクラック、破損などが原因によって多数確認されており、個別的に管路更新や不明水流入の原因により得る。このため、老朽管や破損管が確認された管路は早急に修繕、改修の対応が必要である。

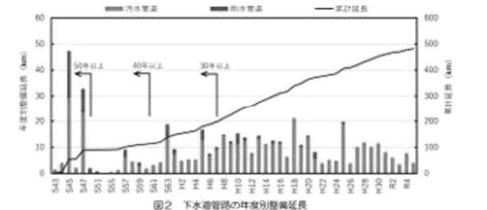


図2 下水道管路の年次別延長

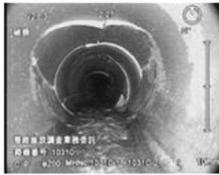


図3 陶管の破損状況

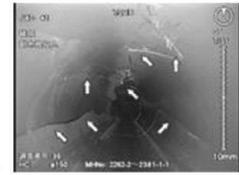


図4 ハイセラミック管の破損状況

下水道は持続するのも大変～必要な計画費用は、全て一般会計から支援を受けないと何もできない（I町）  
 専門的知識が必要なため職員直営での策定はできず、委託費用が増大。令和7年度から適宜策定しなければなら  
 ないが、一般会計繰入を受けないとできない。存続するなら引き続き改良更新事業を行なう必要があるが、使用料  
 で維持管理費も賄えていない状況なので、国庫補助を除いた金額は、全て一般会計からの繰出し（税金投入）に依  
 存することになる。これで持続可能と言えるか？

計画及び業務	必要な理由、実施年度、事業費
1.経営戦略	令和7年度までに未改定だと社会資本整備総合交付金の対象外になる（令和6年度改定）
2.耐震化計画	令和6年9月24日付け国交省通知で、令和7年1月末までに策定を義務づけ。（令和6年度）
3.詳細版耐震化計画	耐震化の国庫補助が予定されるが、より詳細な耐震化計画策定が求められる見込み、（令和7年度） 管路施設耐震診断調査業務（詳細診断） 1165万円
4.業務継続計画（地震）	平成28年度に策定以降、未改定。職員の異動などに伴い見直し必要。（令和7年度）
5.マンホール点検（5年に1回）	現状は点検未実施。令和7年度が最終年。点検実施しないと下水道法に違反。
6.事業計画（雨水）、事業認可	現状は未策定、未認可だと社会資本整備総合交付金の対象外。（令和8年度）
7.事業計画（汚水）、事業認可	現状は認可切れ、未認可だと社会資本整備総合交付金の対象外。（令和8年度）
8.全体計画（雨水・汚水）	事業計画の見直しに合わせて改定が必要。（令和8年度） 6~8一括発注 1650万円
9.ストックマネジメント計画（管渠版）	現状は計画期間切れ、未策定だと社会資本整備総合交付金の対象外となる。（令和8年度） ・管路施設ストックマネジメント（点検調査） 2,000万円 ・管路施設ストックマネジメント（修繕改築計画）1,885万円 カメラ調査が必要7,140m×4,500円/m=3,213万円
10.ストックマネジメント計画（施設版）	現状は計画期間切れ、未策定だと社会資本整備総合交付金の対象外となる。（令和8年度） ・処理場施設ストックマネジメント（点検調査・修繕改築計画） 2,880万円
11.W-PPPの導入	管渠改築に関する国庫補助において、令和9年度以降はW-PPPを導入決定済みであることが社会資本整備総合交付金の要件となる。（令和9年度） ・準備検討業務 50万円 ・導入可能性調査から実施まで、5,000万円程度かかる 公営企業会計移行後、少なくとも5年に1回は改定の検証を行わなければ社会資本整備総合交付金の対象外となる。令和6年に移行したため、令和10年度までに検証が必要。（令和10年度）

# 分散型水道導入支援へ

## 長い配管不要、コスト抑制

デリーリー東北 令和7年12月22日

**分散型上下水道**  
 小型浄水装置、給水車、浄化槽

**従来の上下水道**  
 浄水場、下水処理場

### 政府、下水処理も

過疎地の自治体を中心に、えを検討する動きがある。水道事業の料金収入が減少。従来の上下水道は、浄水場から配管の維持管理が難しく、配管の長さを長く保つておく。住民が待たず、水を各戸に届かない集落などで老朽配管を、老朽化した場合の取替や交換を難しく、配管の交換や修繕に多額の費用がかかる。分散型は川など

から取水し、小型浄水装置で浄化した後、集落や住居に配水したり、給水車で水を届けたりする。国土交通省は、自治体が配管敷設や改修などに充てる「水道施設整備費」の補助を拡充し、小型浄水装置や給水車にも適用できるようにも期待できる。

上下水道、河川や井戸から取った水を浄水場で処理したり、家庭から出る汚水を処理して浄化したりするシステム全体を指す。自治体が事業として管轄しているが、住民から徴収した料金で維持管理費を賄う「独立採算制」が原則だが、人口減少が将来減少する「懸念されている。一方、配管やポンプなどが古くなり、修繕や交換の費用増大も課題。今年1月に埼玉県八潮市で下水道管が破損し、道路陥没事故が起きた。老朽化した下水道管が壊れるのは各地で起っている。

能登半島地震で被災した石川県珠洲市の浄水場に設置された小型浄水装置  
 =2024年1月（日本原料提供）

政府は、大規模浄水場や長距離配管を要さない「分散型水道」を導入する自治体を財政支援する方針を固めた。上下水道に関しては2026年度、集落単位で設置可能な小型浄水装置の整備などを補助金の交付対象とする。大規模施設や配管網が不要な、維持管理コストを抑えられる利点があり、人口減少が進む中、持続可能な仕組みとして有効だと判断した。下水処理でも同様の取り組みを進めやすいため、年明けの通常国会で関連改正を自派する。

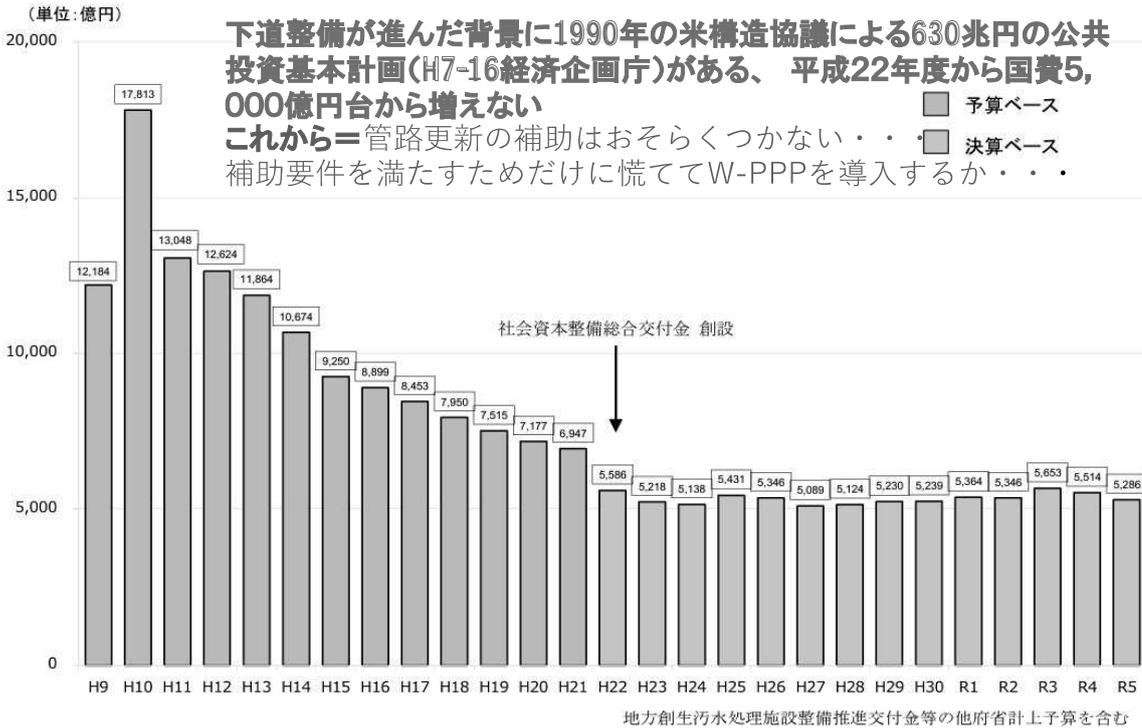
24年1月の能登半島地震では配管損傷に伴う断水が広範囲で長期化。今年8月に鹿児島県などを襲った大雨や8月8日の青森県沖の地震など、水道管が破損する災害相次いでいる。長距離の配管を必要としない分散型の導入で、配管の維持・敷設費の削減だけでなく、被災時の早期復旧も期待できる。

下水道については、配管を撤去して分散型に転換する規定が現行の下水道法に明記されていない。国土交通省は改正で、下水管網を張り巡らせている区域でも、配管網から独立させ、各戸で合併浄化槽を設置する手段を明確化する。

24年1月の能登半島地震では配管損傷に伴う断水が広範囲で長期化。今年8月に鹿児島県などを襲った大雨や8月8日の青森県沖の地震など、水道管が破損する災害相次いでいる。長距離の配管を必要としない分散型の導入で、配管の維持・敷設費の削減だけでなく、被災時の早期復旧も期待できる。



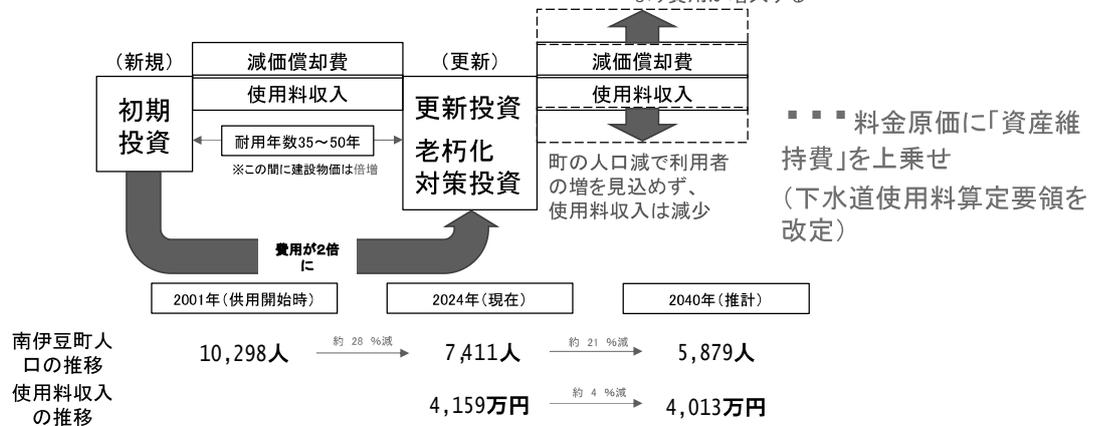
## 下水道事業予算額等の推移



24

## 更新財源を地方は国の補助に期待するが、財務省の见解は「使用料で賄うべき」

(総務省準公営企業室長・下水道協会誌2024年2月号で) 更工事の本格化により費用が増大する



10

## 合併処理浄化槽の歴史と戸別下水道の語源

- 1970年代 大型合併処理浄化槽はすでに存在。浄化槽の合併処理化の研究進む
- 1978（昭和53）4月29日、日本環境整備教育センター初代理事長（元厚生省環境衛生部長）楠本正康氏、朝日新聞に「浄化槽対策を急げ」を寄稿
- 1980（昭和55）合併処理浄化の試作装置3基を3年かけ実証調査し実用化
- 1984（昭和59）実証性化で一般認証取得。フジクリーン、日本で最初にし尿と生活雑排水をまとめて処理する家庭用の小型合併処理浄化槽K型を量産開始。
- 1985（昭和60）厚生省に浄化槽対策室設置。
- 1987（昭和62）合併処理浄化槽設置整備事業が創設され、小型浄化槽に対する補助開始
- 1988（昭和63）小型浄化槽の「構造基準」施行
- 1990（平成2）中西準子氏著書「いのちの水」で、1981年長野県駒ヶ根市での下水道計画見直し等の経験で得られた知見をもとに、下水道を「公共下水道、集落下水道、個人下水道」に区分。
- 1994（平成6）「暮らしの手帖」1994年12月・1995年1月号に「暮らしの手帖からの提案～合併処理浄化槽のすすめ」（全14頁構成）を掲載。「個人下水道」とも呼ばれると表現。
- 1994（平成6）浄化槽市町村整備事業
- 1998（平成10）山崎高明元兵庫県丹波町長の著作に「下水道方式」ではないが、効果としては下水道と同じ。人によってはこれを「個人下水道」とか「戸別下水道」と呼ぶ」（「手紙・丹波に生きる」74～80頁）と紹介。

11

## 下水道・農集排の整備は、地方でこうして進んだ

- 地域の懇談会で・・・

「俺らが村に下水道を、そんな夢みたいなのが、いつの日できることやら、本当のことなら俺らが目の玉の黒いうちに頼むよ」

「一日も早く下水道を整備してください。都会育ちの嫁も、そして、孫たちも、あの“穴”が恐くて物が出ないと田舎に泊まりに来てくれない」

「若者定住のために都市に比肩し得る生活環境整備を、下水道の整備を」

「都市以上の生活環境を整備することが、若者定住のために不可欠」

制度発足とともに実施に移された本事業は、国県の御指導、ご支援を仰ぎ15年の歳月を費やし平成6年6月に全村域の供用が完成した。老人が「夢のようだ・・・」と語るその言葉に喜びが集約されている。

須佐昭三「農山村集落の生活革命—集落排水事業全村域完成を目前にして」（農業土木学会誌平成6年1月号）

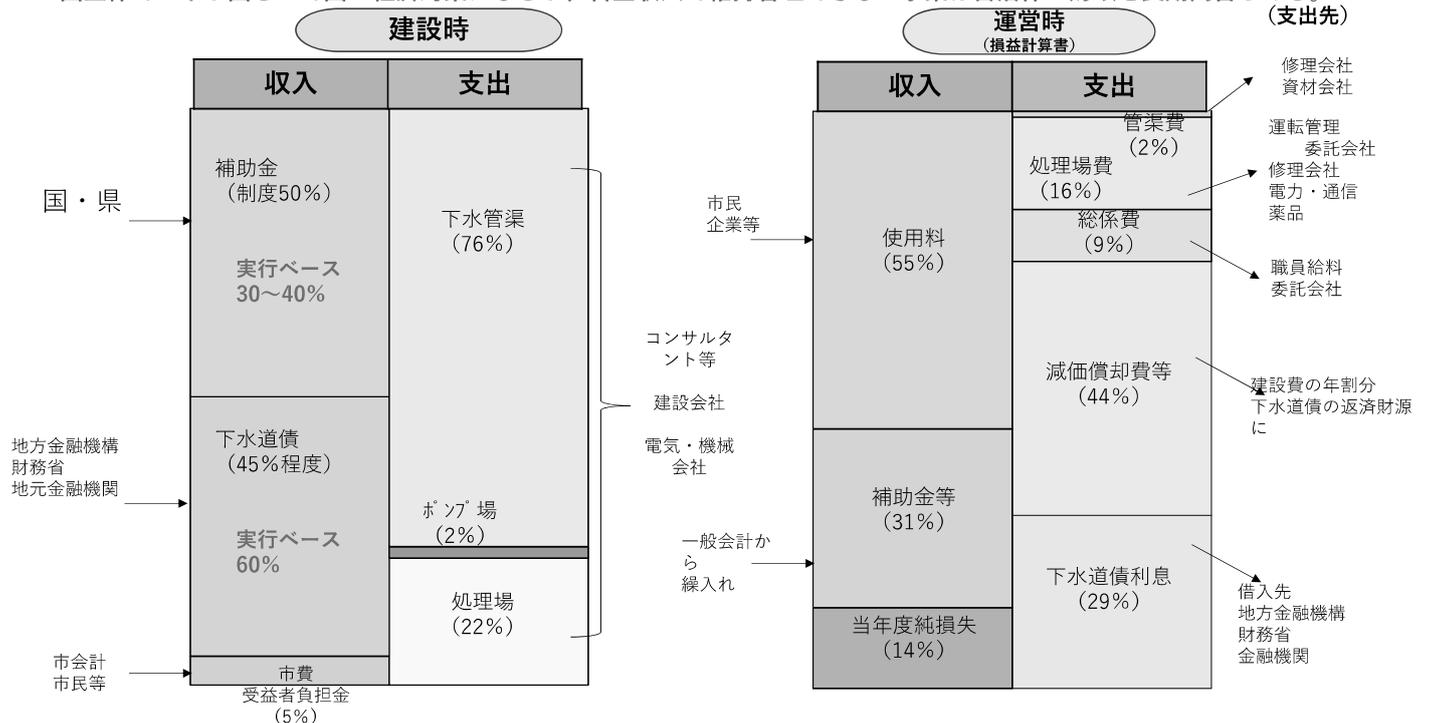
12

# 小規模下水・農集排が作られた時代背景を知って対応策を考える～当時とは時代が違う

- (日米構造協議) 1990年、アメリカは日本の輸出につながる産業分野への投資易赤字を食い止めるため、米議会は相手国に強力な報復制裁を含めた新貿易法・スーパー301条を通過させ、日本政府に対し日強行措置を迫る。公共分野に投資させることが賢明として日本にGNPの10%を公共事業に配分することを要求。10年間で総額430兆円の公共投資基本計画を策定。さらに200兆円を上積み総投資額630兆円に。この投資要求が現在の日本の財政難の遠因に？。ジャパン・マネーを日本国内に閉じ込める狙い。
- 予算が潤沢。年に2～3回補正。繰越が恒常的に。効率悪い整備も。
- (ウルグアイ・ラウンド農業対策費) 農業合意による国内農業への影響を緩和するため1994年、総事業費6兆円(うち半分が公共事業費) + 地方単独事業費1兆2000億円、1995年から7年間で実施。

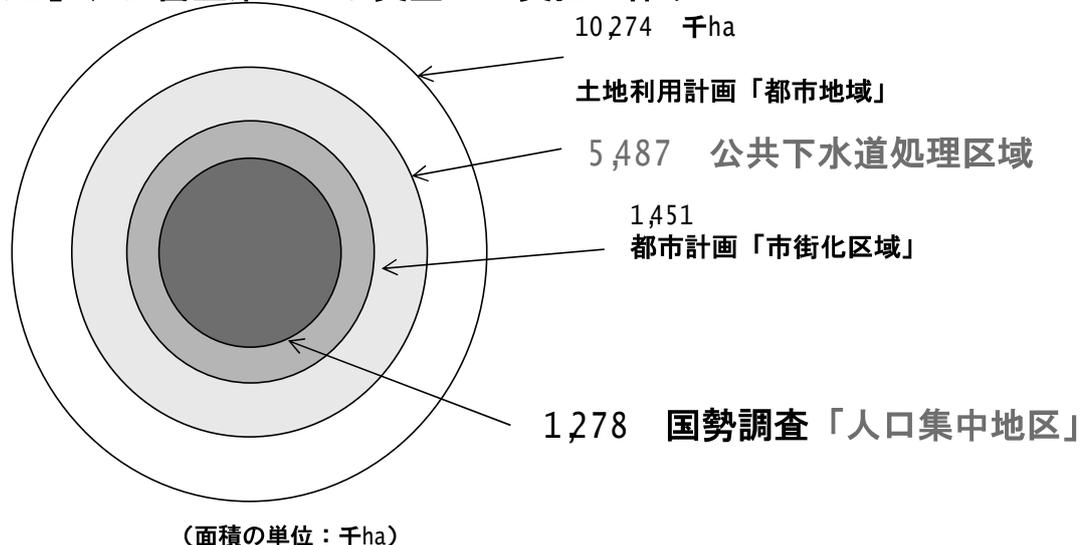
## 下水道の地域活性化効果は「小」～カネの流れを見るとカネは地元に残らない(三春町)。

国全体でカネが回るなので国の経済対策になるが、料金収入で維持管理できない事業は自治体の財政を長期間苦しめる。



## 日本で下水道を整備した面積、集合処理に適しない場所まで整備

→排水処理サービスを「存続」か「転換」かは住民と相談、「費用負担できなければ存続は無理」、公営企業だから受益には負担が伴う



15

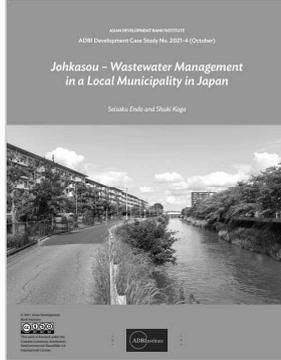
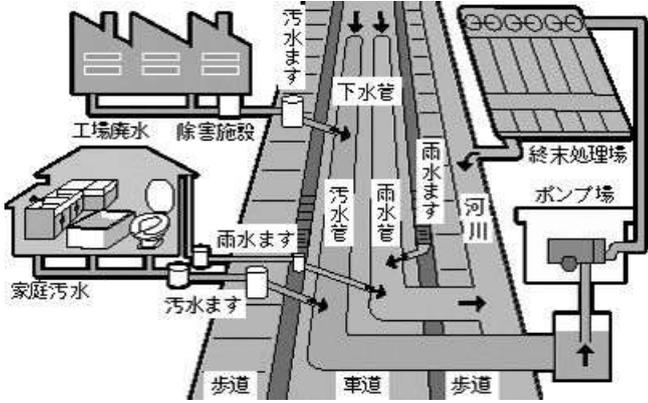
下水道は「都市計画施設」、地方では使用料で費用を賄えない。高額な住民サービス。

表 都市の装置・設備 (「岩波講座「現代都市政策Ⅷ」都市の装置 14 頁」)

都市の機能	都市の装置	都市施設
防護装置	治水装置	堤防、護岸、ポンプ場、水路
	防災装置	消防署、防災緑地、遮断帯
供給施設	電力装置	発電所、送電線、変電所
	ガス装置	発生工場、送ガス管、調整タンク
	上水装置	取水ダム、導水管、浄水場、配水池
	地域冷暖房装置	センター、給湯・給冷水管、熱交換機
流通交通装置	流通装置、道路交通装置、鉄道、新交通、空輸装置、水運装置	
処理装置	下水装置(下水管、ポンプ場、下水処理場)、廃棄物処理装置、し尿処理装置	
情報装置	電信電話装置、郵便装置、テレビ・ラジオ装置、データ通信装置	
アメニティ装置	緑地、景観装置	

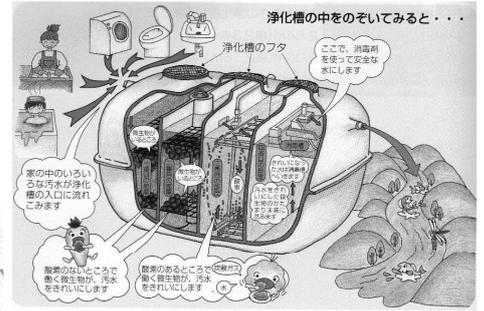
## 下水道施設の構成と浄化槽

～大都市～雨水と汚水を一緒に処理（合流式）、  
市町村：平成以降、汚水のみ処理する分流式で整備（地方では水洗便所が魅力＋生活排水対策）



アジア開発銀行研究所の浄化槽を進める参考書の表紙写真～団地内処理、アジア人の考え方～広域を管路で結ぶ発想はしない。

合併処理浄化槽は下水処理場と同じ厚生省環境衛生部長 楠本正康（長野市生・新潟医大）が昭和40年代から日本の下水道整備は、個別処理方式を組み合わせないと無理と合併処理浄化槽の開発をリード（朝日新聞昭53.4.29「論壇」に寄稿）



17

## 浄化槽の大きな課題～単独処理浄化槽の合併転換

- 単独処理浄化槽は公共用水域の汚濁の主要な要因になるとともに、水路の悪臭等で周辺的生活環境にも影響を与える。既存の単独処理浄化槽は約336万基存在（40年以上経過したものは推計で100万基以上）
- 老朽化等により公衆衛生に支障が生じる可能性のある単独浄化槽の合併浄化槽への早期転換が必要。環境省では財政支援を逐次強化。また、令和元年の法改正では「特定既存単独処理浄化槽」の仕組みが設けられた。
- 高齢化が進む中で、浄化槽転換のための工事をいただくハードルは高い。浄化槽転換以外の建て替えニーズ（介護リフォーム、二世帯化、中古物件への移住…）を捉えていくことが重要。介護リフォームであれば健康福祉関連など、他部門との連携が有効。

### 単独浄化槽から合併浄化槽への転換

上部破損



老朽化による破損や漏水等の事例が多く報告。（令和5年度で約7,000件）生活排水の垂れ流しのみならず、公衆衛生に支障を生じる可能性。

単独転換浄化槽設置工事



単独浄化槽撤去 合併浄化槽設置 配管工事

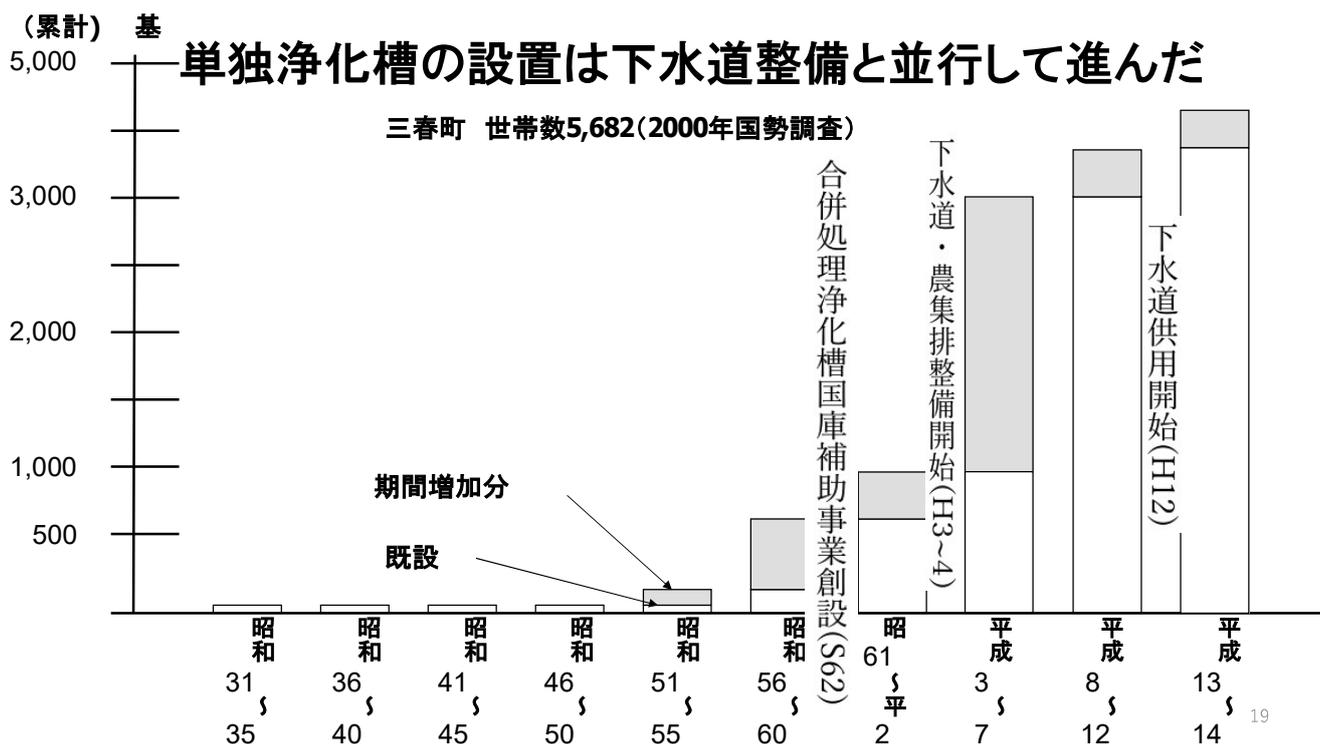
単独転換が進みにくい要因

- 水洗化は実現しており転換インセンティブが働かない
- 転換時の設置費用の個人負担が大きい

◆ 宅内配管工事への助成（令和元年～）

◆ 浄化槽法改正で設けられた「特定既存単独処理浄化槽」、「公共浄化槽」等の活用

18



## 単独処理浄化槽の転換の推進

- ◆ 特定既存単独処理浄化槽（特定既存）とは、放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められる単独処理浄化槽。都道府県知事は管理者に対して、必要な措置をとるよう助言・指導・命令等の措置を行う。
- ◆ R2年度の改正法施行以来、鹿児島県では法定検査と組み合わせた形で特定既存を積極的に活用。R5年度末までに400基を特定既存として指導。
- ◆ 鹿児島県以外では適用実績が乏しく、環境省では特定既存の措置適用拡大に向けて環境大臣指針をR7年3月に改正。

### ◆ 鹿児島県における特定既存の判定基準

#### 特定既存単独処理浄化槽と判定される浄化槽

- ・本体が漏水しているもの
- ・構造上、設置上の不具合があり、放流BODが120mg/lを超過しているもの
- ・全ばっ気方式で著しく汚泥が流出しているもの
- ・消毒装置の破損・欠落等により、処理水が未消毒のまま定期的に放流されているもの

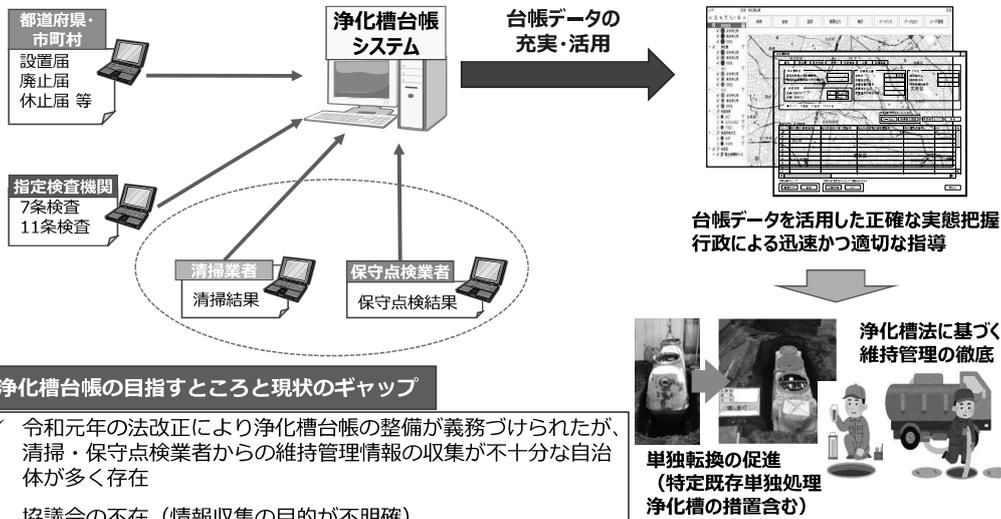


合併処理浄化槽への転換や下水道等への接続を促進

都道府県名	特定既存単独処理浄化槽の基數	都道府県名	特定既存単独処理浄化槽の基數	都道府県名	特定既存単独処理浄化槽の基數
北海道	0	石川県	0	岡山県	0
青森県	0	福井県	0	広島県	0
岩手県	0	山梨県	7	山口県	0
宮城県	0	長野県	24	徳島県	0
秋田県	0	岐阜県	0	香川県	0
山形県	0	静岡県	0	愛媛県	0
福島県	0	愛知県	0	高知県	0
茨城県	0	三重県	0	福岡県	0
栃木県	0	滋賀県	0	佐賀県	0
群馬県	0	京都府	0	長崎県	0
埼玉県	0	大阪府	0	熊本県	0
千葉県	0	兵庫県	0	大分県	0
東京都	0	奈良県	0	宮崎県	0
神奈川県	0	和歌山県	0	鹿児島県	400
新潟県	0	鳥取県	0	沖縄県	0
富山県	0	島根県	0	小計	431

特定既存単独処理浄化槽の基數  
※令和6年度指導普及調査より作成

# 浄化槽台帳がかなめ～実態把握し維持管理を徹底



## 浄化槽台帳の目指すところと現状のギャップ

- ✓ 令和元年の法改正により浄化槽台帳の整備が義務づけられたが、清掃・保守点検業者からの維持管理情報の収集が不十分な自治体が多く存在
  - 協議会の不在（情報収集の目的が不明確）
  - 情報収集の根拠が不明瞭（顧客情報を提供することへの懸念）
  - デジタル化の遅れ
- 台帳データの充実・それに基づく行政の指導というサイクルが機能しない

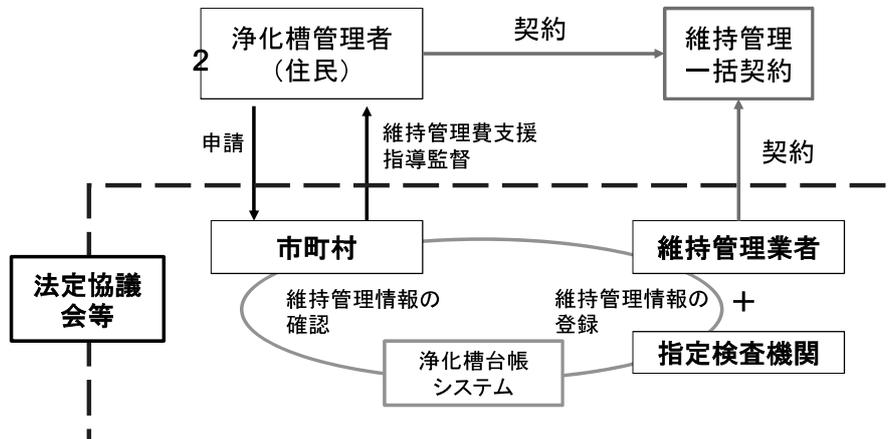
# 法定協議会等を設置して関係機関・事業者等と連携した維持管理支援の仕組みをつくって、浄化槽の信用を高める!!



環境省ではR4補正予算から、少人数高齢世帯への維持管理費支援メニューを新設。個人設置浄化槽については補助要件として

- 自治体・維持管理者等による維持管理に係る協議会等の設立
- 管理者と業者との維持管理一括契約の締結
- 台帳システムへの維持管理情報の登録及び当該情報を活用した管理者への指導監督

等からなる、行政関与の下で継続的な維持管理向上を図るスキームの構築を求めている。



# 1. 集落排水施設の浄化槽転換

## 公営企業である以上、経済性を無視した事業は持続困難

「密度の経済」前提の、都市施設・装置である「下水道」を中山間地・過疎地に設置した。設置費用(資本費)を全て税金(国補助金+町税)で賄い、使用料で維持管理費も出せない財政構造である。施設の老朽化が進み、改良更新に設置時以上の工事費が見込まれる一方で、人口急減により使用料収入は半減するので、事業財政はさらに悪化する。受益と負担を基本とする「公営企業」といいながら、受益者負担が維持管理+資本費合計の2~3割しか回収できない事業の持続は財政的に困難である。人口減少社会になり地域が縮小する中で、長期間、貴重な一般財源を投入する必然性があるか。

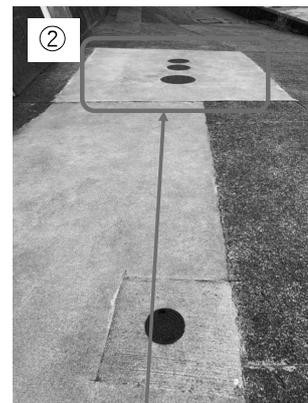
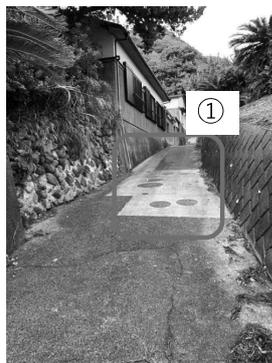
集合処理(下水道・農業集落排水)は個別処理(浄化槽)の代替がある。

- 事業持続・撤退の判断指標 ~経営戦略の見直し(5年に1回)と使用料改定の機会を利用
  - ①排水区域内人口密度
  - ②有収水量密度
  - ③維持管理費回収率
  - ④下水道事業会計繰入金地方交付税比率
  - ⑤接続率・・・

人口が減ることを前提に現実を直視して「事業を収める」(政府の地方創生基本構想)。

## 敷地内に設置できなければ町道占用して浄化槽を設置した（2戸）

処理場 令和5年度（解体）



25

## 既設の集落排水から公共浄化槽への転換事例（南伊豆町）

- 静岡県南伊豆町においては、地元行政区からの漁業集落排水の老朽化に伴う施設廃止要望を受け、令和3年度までに漁業集落施設の廃止と合併処理浄化槽68基の設置を実施。

### ○事例内容

- 対象者：集落排水施設に接続している建築物の所有者
- 補助対象経費：合併処理浄化槽購入費・設置に要する経費（配水管敷設費、物件補償費を含む）
- 廃止に要した時間：6年（平成28年度～令和3年度）
- 廃止に伴う代替事業：集落排水事業廃止に伴う機能補償を実施（10/10町補助）  
※維持管理費は個人負担

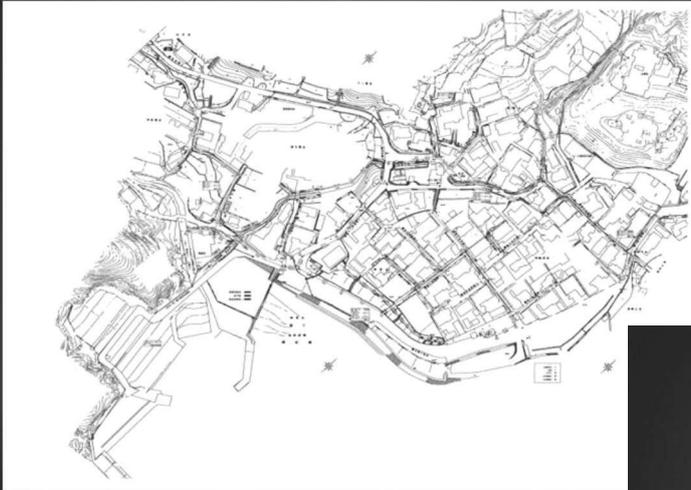
### ○実績

- 2年間で68基を設置、事業費1億4,443万円（212万円/基）
- 財源：過疎債1億4,030万円、一般財源413万円
- 設置内訳：5人槽38基、7人槽24基、10人槽3基、14人槽2基、21人槽1基

令和6年度 第38回全国浄化槽技術研究会「浄化槽の明るい未来が市町村の現場から見えてくる ～人口動向に適応した整備・維持運営体制の再構築～」  
（北海道大学大学院公共政策学研究中心・遠藤誠作研究員）講演資料より環境省編集

26

## 入間漁業集落排水事業全体図



入間漁業集落排水事業 入間地区航空写真



## 入間漁業集落排水事業の廃止までの軌跡

・・・事業開始から地元区廃止同意まで・・・

### 39年間

昭和58年から令和元年まで

南伊豆町の南西部に位置する三坂漁港入間地区は富士箱根伊豆国立公園の伊豆沿岸水域に面した風光明媚な集落です。当地区は沿岸漁業基地として発展してきましたが近年民宿経営を主体とする観光業も定着化してきています。その反面、下水道が未整備なため、海岸汚染が増大しつつあります。これらのことから地元の強い熱意により昭和58年度に事業の採択を受け昭和61年12月待望の集落排水施設が完成、他地区に先がけて快適で文化的な地区に生れ変わるように事業を施工いたしました。

入間集落排水施設パンフレットより

昭和58年度（1983年）着工

世帯数：66世帯（民宿数：48軒） 地区人口：263人 地区年間宿泊客数：18,088人  
海水浴シーズン宿泊客数：9,382人（8月の1か月間） 処理能力人口：1,010人



昭和61年度（1986年）完成

総事業費：2億5,000万円 町費：6,875万円 地元負担金：1,678万円



平成13年度（2001年）大規模改修

竣工からの稼働年数：15年 主な改修：機械・電気類  
改修費：4,250万円 町費：983万円 地元負担金：421万円



平成30年度（2018年）  
廃止に向けた協議を開始

竣工からの稼働年数：32年 大規模改修からの経過年数：17年 世帯数：57世帯（民宿数：少）  
地区人口：161人  
改修費の概算：約1億4,000万円 町費：約3,100万円 地元負担金：1,080万円



令和元年度（2019年）  
入間区との同意

入間区との調整会議及び説明会等：5回開催  
入間漁業集落排水施設管路点検：99万円

## 入間漁業集落排水事業の廃止までの軌跡

39年間

・・・事業廃止に向けた動きから廃止まで・・・

令和2年から令和5年まで

令和2年度（2020年） 浄化槽転換等	設置数：27件 町費：1,900,200円	転換補助金：51,900,200円 入間区への維持管理委託費の補填：404,140円	過疎債：50,000,000円
↓			
令和3年度（2021年） 浄化槽転換等	設置数：41件 町費：2,235,300円	転換補助金：92,535,300円 入間区への維持管理委託費の補填：1,731,400円	過疎債：90,300,000円
↓			
令和4年度（2022年） 処理場解体及び財産処分	処理場解体工事費：18,117,000円 移管のための道路保全工事：2,409,000円	過疎債：15,000,000円	財産処分：長期利用財産処分報告書提出（令和5年1月17日） 国の報告書受理（令和5年2月2日）
↓			
令和5年度（2023年） 処理場解体及び排水管等の移管	処理場解体工事費：2,398,000円 排水管路等の移管	生活環境課→地域整備課	

平成30年度から令和5年度までの廃止事業費

総事業費：178,669,040円  
過疎債：140,300,000円  
一般財源：38,364,040円

29

## 入間漁業集落排水事業の廃止までの軌跡

### 廃止に関する協議

#### 1. 庁内協議

供用開始から32年が経過し2度目の大規模改修を迎える入間漁業集落排水施設の存続・廃止について次の事項を協議した。

- ① 5施設の下水道施設を抱える本町の排水処理のあり方の見直し
- ② 大規模改修費用にかかる町費及び入間区負担費用（将来予測含）
- ③ 入間区の現状と将来予測

平成30年 9月・・・ 上記3項目について協議の結果、廃止の方向で進めることを決定 **浄化槽転換費用全額補助**

#### 2. 入間区役員との協議 区民への説明と意見聴取

平成30年11月・・・ 入間区の役員12名に対し施設の存続・廃止に関して、庁内協議した3項目について説明  
結論を平成31年9月までとすることを伝える。

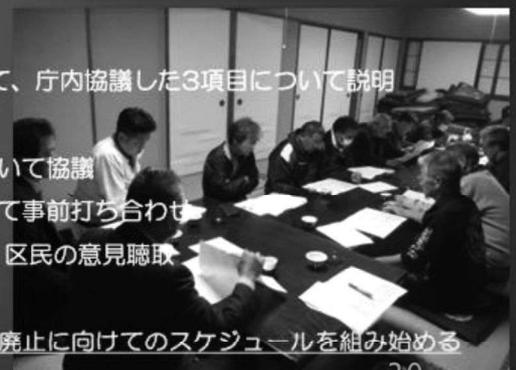
平成31年 2月・・・ 区役員との浄化槽転換に関する区民等の不安点について協議

平成31年 4月・・・ 4月の入間区総会開催時に区民に対する説明について事前打ち合わせ

平成31年 4月・・・ 入間区総会（全戸参集）開催時の区民への説明 区民の意見聴取

平成31年 4月・・・ 総会時に出た区民の意見に対する回答書送付

平成31年 4月・・・ 事業廃止及び浄化槽転換に対し概ね区が同意 事業廃止に向けてのスケジュールを組み始める



30

## ・・・事業を廃止できた要因と入間区の特徴・・・

1. 自然流下で処理場に排水を流入できる地形であった  
マンホールポンプの設置箇所が無く、自然流下で排水処理場へ流入していたため、下水管路については廃止箇所が少なかった。廃止下水管路は、排水処理場は排水処理場周辺のみとなった。
2. 各戸（宅内）に浄化槽を設置できるスペースがあった  
入間地区は他の漁業集落と異なり家が密集しておらず、各戸に庭や駐車場スペースがあったため設置した68件のうち66件が宅内に設置でき、残りの2件も道路占用と漁港占用の庁内協議で設置ができた。
3. 管理業務を入間区が行っていた  
管理業務に関して町と入間区で指定管理協定を締結し、使用許可に関する業務、使用料の徴収に関する業務、施設の維持管理に関する業務を入間区が行っていた。  
徴収された使用料は入間区が町に納入し、同額を指定管理委託料として町から入間区へ支払っていた。
4. 建設及び改修事業費に対する地元負担を求めている  
建設時、大規模改修時には事業費のうち国県補助金を差し引いた残額の30%を入間区が負担していた。小規模修繕費については50%を町が補助していた。
5. 地元区を纏める区長や区役員の迅速な理解からの協力  
平成30年11月19日に開催した区長及び区役員への事業廃止に向けた説明から、平成31年4月14日の区民全体への説明までの間、区民への情報提供などに協力いただき、区民からの反対意見もなかった。その後も管理業務を行っていたこともあるが区民との調整などに協力いただいた。

31

## 合併浄化槽の設置完了までの事務記録

平成30年11月～令和2年3月

平成30年11月19日	区長と区役員への説明会
平成31年 2月25日	区長と区役員との協議
平成31年 3月20日	財産処分に関して県と協議
平成31年 4月 9日	区長と区役員との協議
平成31年 4月14日	区民説明会（入間区臨時総会開催）
平成31年 4月19日	区民説明会で出た意見や要望に対して文書にて回答
令和 元年6月10日	浄化槽設置に関する所得税などの課税影響について下田税務署との協議（1回目）
令和 元年6月24日	浄化槽設置に関する所得税などの課税影響について下田税務署との協議（2回目）
令和 元年9月20日	合併浄化槽設置工事スケジュール課内協議
令和 元年10月 2日	入間区と補助対象者の確認
令和 元年10月21日	区長・区長代理との区民説明会について打ち合わせ
令和 元年10月24日	浄化槽設置届に関して県と協議
令和 元年10月21日	区長・区長代理との区民説明会の資料確認
令和 元年11月 6日	補助金交付に関して顧問弁護士との協議
令和 元年11月12日	管工事組合との区民説明会事前協議
令和 元年11月14日	区民への事業説明会 町から副町長以下5名及び管工事組合長から説明
令和 元年11月18日	公共トイレについて入間区長と商工観光課と協議
令和 元年11月18日	管工事組合と現地調査について協議
令和 2年 1月27日	管工事組合と今後のスケジュールについて協議
令和 2年 2月10日	入間区と補助対象者の確認
令和 2年 2月19日	南伊豆町議会全員協議会
令和 2年 3月 2日	補助対象者の確認

32

## 合併浄化槽の設置完了までの事務記録

令和2年3月～

令和2年3月5日	管工事組合設計見積額の適正についての確認協議
令和2年3月18日	管工事組合設計見積の補償部分の確認協議
令和2年3月25日	「南伊豆町入間漁業集落排水施設廃止に伴う浄化槽設置補助金交付要綱」制定
令和2年5月21日	管工事組合への補助金申請代行及び補助金代理受領の説明
令和2年5月22日	入間区長とのスケジュール確認
令和2年6月22日	現場確認よって町道に埋められていた宅内配管の占用確認（地域整備課）
令和2年8月7日	入間区に住んでいない建物所有者に対してのアンケート調査
令和2年10月5日	入間区との入間区公衆トイレの浄化槽設置の打ち合わせ
令和3年3月16日	入間区への指定管理料の補填について
令和3年5月24日	ひもの工場(株)伊豆急物産南伊豆事業所との協議
令和3年7月16日	伊豆漁協との協議
令和3年7月28日	排水管を河川とすることの協議（地域整備課）
令和3年8月10日	排水管の管理に関する所管替え協議（地域整備課）
令和3年9月22日	入間区との補助対象者協議
令和3年11月19日	ひもの工場(株)伊豆急物産南伊豆事業所との協議
令和3年12月22日	漁港占用予定者との協議
令和4年1月31日	漁港占用・道路占用許可
令和4年3月31日	入間区との維持管理及び料金徴収に係る指定管理の解除
令和4年7月11日	処理場跡地の管理の確認（地域整備課・商工観光課）
令和4年7月29日	入間区との維持管理及び料金徴収に係る指定管理に関する要綱整理
令和4年8月24日	補助金交付要綱の廃止
令和5年9月21日	入間漁業集落排水施設の浄化槽使用廃止届書提出
令和5年9月25日	入間漁業集落排水施設の浄化槽使用廃止届書受理

33

## 静岡県南伊豆町の転換に触発されて、長野県信濃町が動いた。

～浄化槽転換と維持管理組織の整備に取り組む。

## 古海農業集落排水事業の更新に関する懇談会

と き 令和6年11月26日（火）午後6時  
ところ 古海集会所 2階

はじめに・・・

古海浄化センターは、令和6年で供用開始から30年を経過し、施設の更新計画を検討する時期となりました。

施設更新に要する多額の費用や人口減少による使用料収入の減少が課題となっております。

本日は、下水道事業の現状や他自治体における汚水処理の現況などをお知らせし、将来の汚水処理のあり方について検討するため懇談会を計画しました。

34

# 農集排の使用料改定を地元で相談したら、やめる話になった (徳島県勝浦町) R6年9月議会:3年かけ段階的に下水道使用料を2倍に改定。

「当時は人口増加を見込んで作ったが、人口が減るので経営は厳しくなる。お金がかかるならやめるべき」(役員)

## 農業集落排水事業の今後の財政見込 (令和5年度決算より)

### 農業集落排水事業の今後の財政見込 (令和5年度決算より)

単位:円

費用	収入
①維持管理費 15,533,949	④使用料 7,436,664
管渠費 257,064	
処理場費 11,771,498	
総係費 3,505,387	
②減価償却費	⑤長期前受金戻入
③企業債(利息分)	
合計 15,533,949	7,436,664

- 説明
- ① 農業集落排水事業の維持管理費 (人件費は除く)
  - ② 減価償却費
  - ③ 企業債の利息
  - ④ 使用料
  - ⑤ 減価償却費の内負担のいらぬ分 (国費・県費・過疎債)

料金改定案(現在の額を1倍とすると)  
①/④

2.1倍

料金改定案(現在の額を1倍とすると)  
(①+②-⑤)+③/④

3.3倍

単位:円

費用	収入
①維持管理費 15,533,949	④使用料 7,436,664
管渠費 257,064	
処理場費 11,771,498	
総係費 3,505,387	
②減価償却費 23,690,666	⑤長期前受金戻入 15,521,299
③企業債(利息分) 1,025,435	
合計 40,250,050	22,957,963

- 説明
- ① 農業集落排水事業の維持管理費 (人件費は除く)
  - ② 減価償却費
  - ③ 企業債の利息
  - ④ 使用料
  - ⑤ 減価償却費の内負担のいらぬ分 (国費・県費・過疎債)

第3条 勝浦町農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を次のように改正する。  
別表第3を次のように改める。

### 別表第3 (第15条関係)

1 一般家庭

(1) 基本料金 月額1,100円

(2) 使用料人員割(月額)

区分	人員	1人	2人	3人	4人	5人以上
し尿雑排水		3,300円	4,400円	5,500円	6,600円	7,700円
雑排水のみ		1,980円	2,640円	3,300円	3,960円	4,620円

(3) 業務用(飲食店等)については、月額5,500円を加算する。

2 事業所等

(1) 基本料金 月額1,100円

(2) 使用料事業所割(月額)

区分	人員	1~5人	6~10人	11~20人	21~40人
し尿雑排水		8,800円	16,500円	31,900円	64,900円
雑排水のみ		5,280円	9,900円	19,140円	38,940円

区分	人員	41~60人	61~100人	101~150人	151人以上
し尿雑排水		97,900円	141,900円	174,900円	218,900円
雑排水のみ		58,740円	85,140円	104,940円	131,340円

3 集落集会所等

(1) 基本料金 月額1,100円

(2) 使用料 月額4,400円

附則  
この条例中第1条の規定は令和7年4月1日から、第2条の規定は令和8年4月1日から、第3条の規定は令和9年4月1日から施行する。

35

## 2.浄化槽の 維持管理体制の理想

## 維持管理の徹底に向けて現状把握

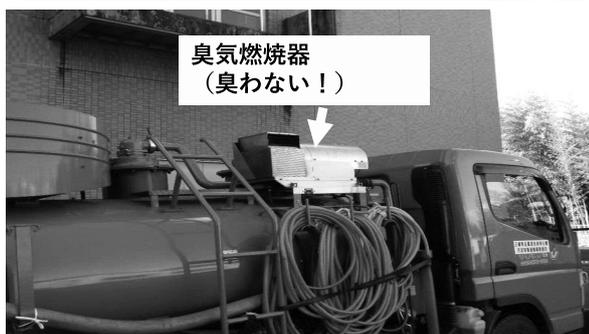
令和5年度における都道府県別清掃・保守点検実施率

都道府県	清掃 実施率	保守点検 実施率	都道府県	清掃 実施率	保守点検 実施率	都道府県	清掃 実施率	保守点検 実施率
北海道	71.2%	81.4%	石川県	50.5%	58.4%	岡山県	82.3%	92.2%
青森県	65.0%	79.3%	福井県	57.5%	57.5%	広島県	71.0%	76.6%
岩手県	56.7%	88.6%	山梨県	34.4%	49.5%	山口県	77.2%	78.1%
宮城県	80.5%	92.1%	長野県	28.2%	81.1%	徳島県	62.0%	88.1%
秋田県	70.4%	82.2%	岐阜県	95.5%	94.4%	香川県	28.5%	92.4%
山形県	80.5%	86.2%	静岡県	74.4%	88.8%	愛媛県	50.3%	79.4%
福島県	67.6%	72.8%	愛知県	65.4%	62.7%	高知県	67.8%	73.1%
茨城県	57.6%	57.7%	三重県	63.5%	64.7%	福岡県	76.2%	75.1%
栃木県	38.7%	65.2%	滋賀県	70.7%	75.3%	佐賀県	78.5%	90.1%
群馬県	41.2%	91.8%	京都府	47.6%	52.7%	長崎県	79.0%	87.6%
埼玉県	56.7%	58.8%	大阪府	74.1%	61.9%	熊本県	83.4%	91.2%
千葉県	53.2%	77.3%	兵庫県	57.5%	59.7%	大分県	79.3%	75.8%
東京都	65.4%	50.0%	奈良県	60.5%	43.7%	宮崎県	85.2%	94.1%
神奈川県	57.7%	35.8%	和歌山県	67.0%	42.5%	鹿児島県	91.1%	99.0%
新潟県	61.0%	70.8%	鳥取県	50.3%	85.3%	沖縄県	38.5%	18.2%
富山県	55.9%	85.1%	島根県	82.6%	95.8%	全国合計	64.1%	73.9%

- 全国平均は、清掃実施率が64.1%（前年度比+0.5%）、保守点検実施率が73.9%（前年度比+3.7%）。
- 実施率不明として回答した都道府県はなく、実態把握が進捗。

37

## 浄化槽は、点検・清掃・法定検査、3つの義務を守れば機能を発揮する



38

## 点検、清掃、法定検査の3者と一括契約して高レベルの管理をめざすG県



浄化槽らくらく一括契約書の構成・・・全15条・設置者と4者契約

甲) 委託者, 乙) 浄化槽保守点検業者, 丙) 浄化槽清掃業者, 丁) 7条・11条検査機関

前段に表示: ①委託者住所・氏名・設置場所, ②委託料の内訳・支払回数

③浄化槽メーカー形式, ④作業実施予定月, ⑤法定検査契約期間

**第1条** 信義誠実の義務    **第2条** 委託業務の内容    **第3～6条** 遵守事項    **第7条** 委託料    **第8条** 委託料の支払  
 (預金口座自動振替払)    **第9条** 委託契約期間    **第10条** 違約金の支払    **第11条** 権利義務の譲渡    **第12条**  
**第13条** 契約の変更    **第13条** 契約の解除    **第14条** 契約の失効    **第15条** 契約に基づく個人情報の管理

39

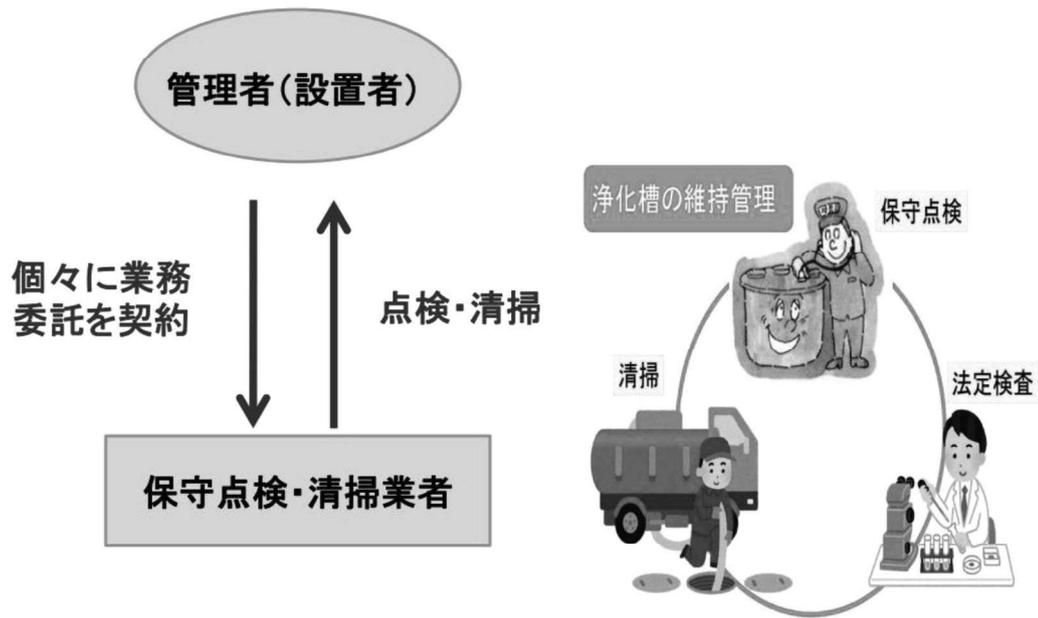
## 小規模下水道を浄化槽に転換した後の課題は「維持管理」

### 維持管理組織の整備のモデルは福岡県大木町にある

1. 公共下水道と農業集落排水事業を行わないで、最初から浄化槽で汚水処理整備を進めた。
2. 浄化槽法を実務面で研究して、個人設置したものを少ない負担で公的に管理する、完璧な維持管理システムを確立した。
3. 使用者の意識を高める活動を継続している。

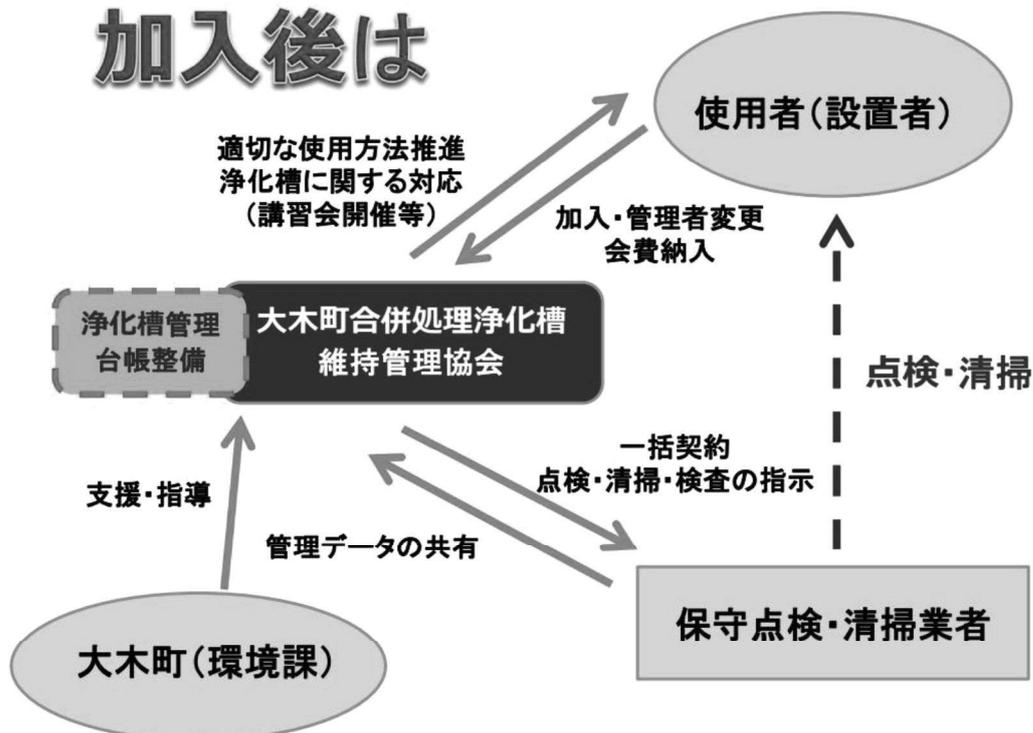
40

# これまでは



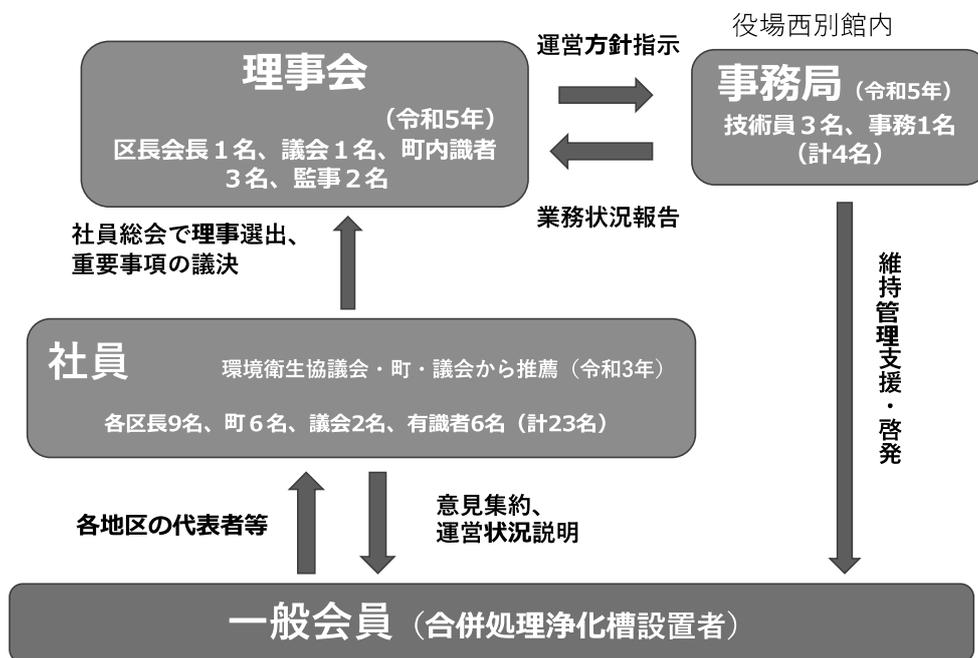
41

# 加入後は



42

## 浄化槽維持管理協会の新体制



43

## 設置者負担軽減策

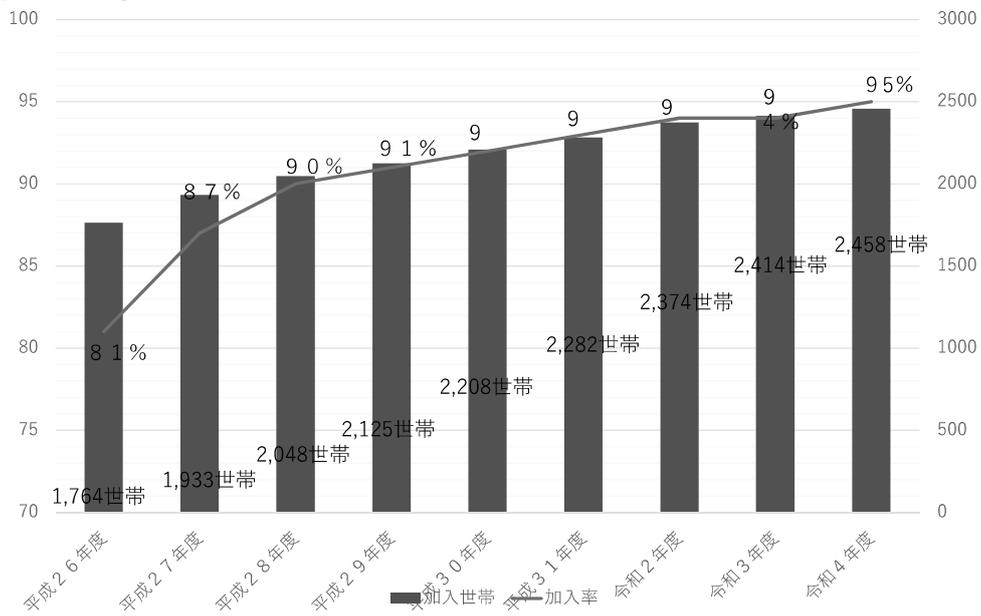
- ・ 会費前納一括納付制度
- ・ 機能回復助成制度
- ・ 少人数高齢者世帯減額
- ・ 送風器機能保証制度
- ・ 簡易チェックシステム

## 管理費用の軽減

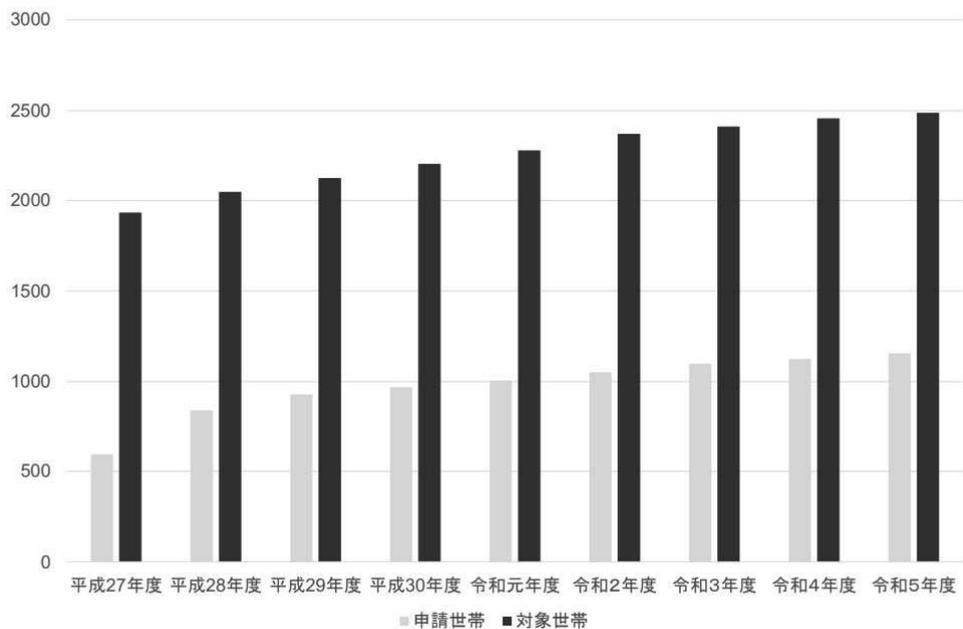
人槽	保守点検・清掃・法定検査負担金 (消費税込み)	協会運営費	会費合計	未入会の金額	軽減金額
5人槽	49,050	5,000	54,050	57,300	△3,250
6人槽	50,700	5,000	55,700	59,500	△3,800
7人槽	52,900	5,000	57,900	61,700	△3,800
8人槽	54,000	5,000	59,000	63,900	△4,900
10人槽	58,400	5,000	63,400	68,300	△4,900

単位:(円)

# 協会加入率



# 会費前納一括納付制度



## 機能回復助成制度

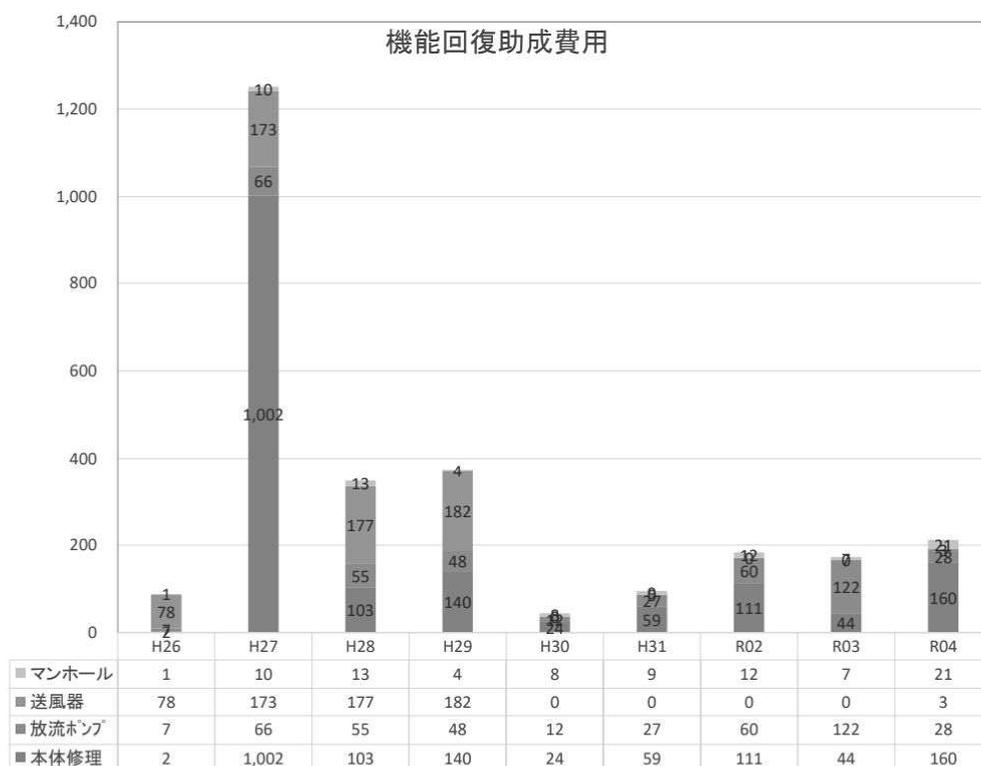
既存の浄化槽において、老朽化及び天災により修理が必要な場合、修理費の一部を助成し、機能の早期回復と長寿命化を図ります

浄化槽本体の修理、付属機器

助成額：修理にかかった費用の1 / 2 以内

(年間、上限15万円以内)

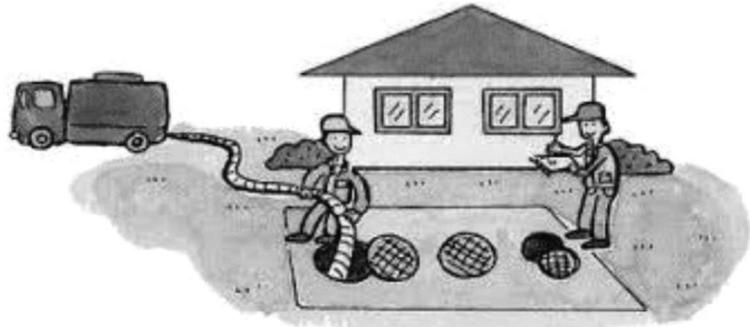
47



48

## 少人数高齢者世帯減額制度

- 下水道は使用量に対しての料金
- 浄化槽は人槽に対しての料金
- 1人世帯や高齢者世帯は負担が大きくなる
- 使用料が少ない分は、汚泥量もすくない
- 清掃調整



49

## 少人数高齢者世帯減額制度

人槽	会費 (円)		
	現	新	差額
5人槽	54,050	54,050	0
6人槽	55,700		△1,650
7人槽	57,900		△3,850
8人槽	59,000		△4,950
10人槽	63,400		△9,350

### 減額対象世帯

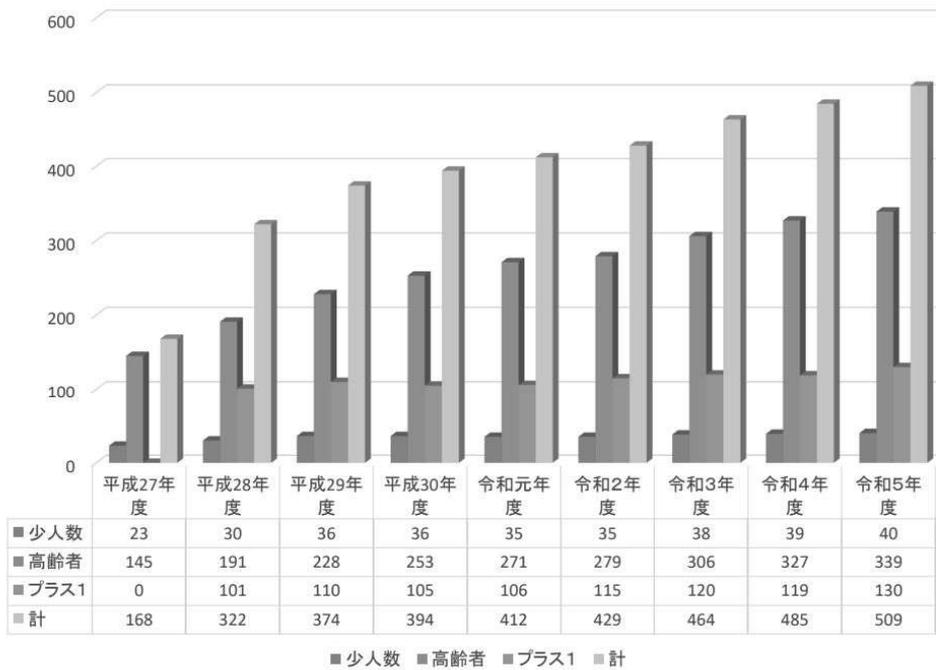
- 1人世帯
- 2人世帯で、いずれか1人が65歳以上
- 6人槽以上の浄化槽設置

### 減額内容

- 年間の維持管理会費が5人槽(基準額54,050円)の金額に設定

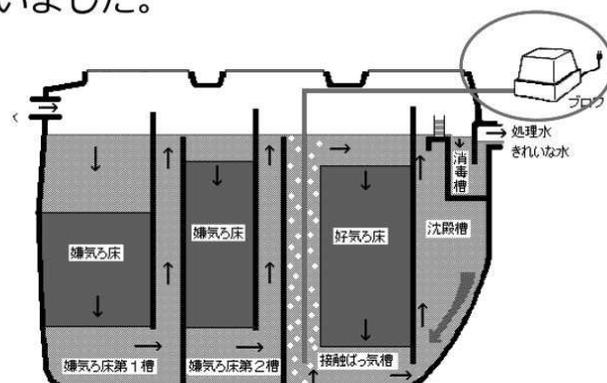
50

### 少人数高齢者世帯減額制度

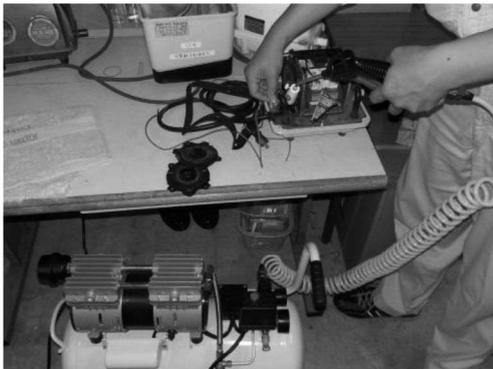


## 送風器機能保証制度（平成30年度から）

- 浄化槽にとって、送風器は水をきれいにする重要な役割を担っています。もし、送風器が止まってしまうと、悪臭が発生し、処理されていない汚水が堀に流れ出てしまいます。
- また、送風器は数年単位で修理、交換が必要で、突発的な出費となっていました。



## 協会に加入していると（協会運営費を活用して）



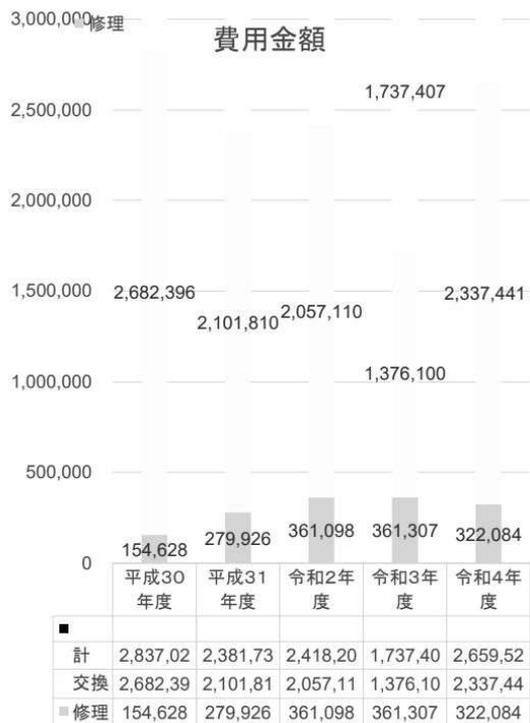
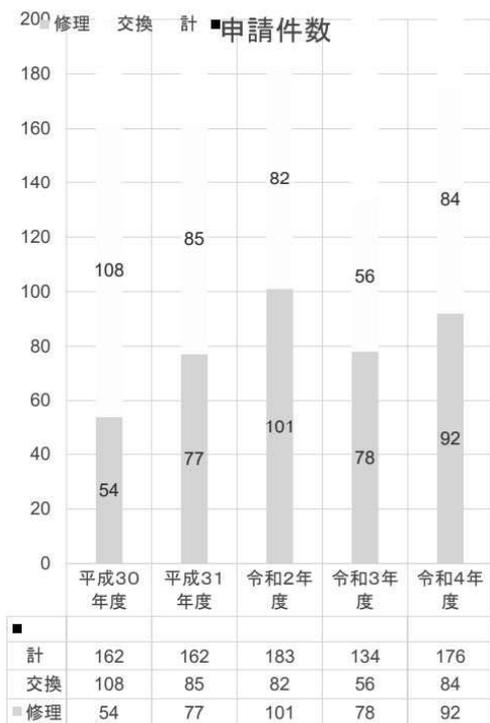
修理



交換

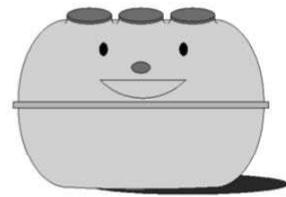
送風器の修理、交換の全て**無料**が実現しました

### 送風器機能保証制度



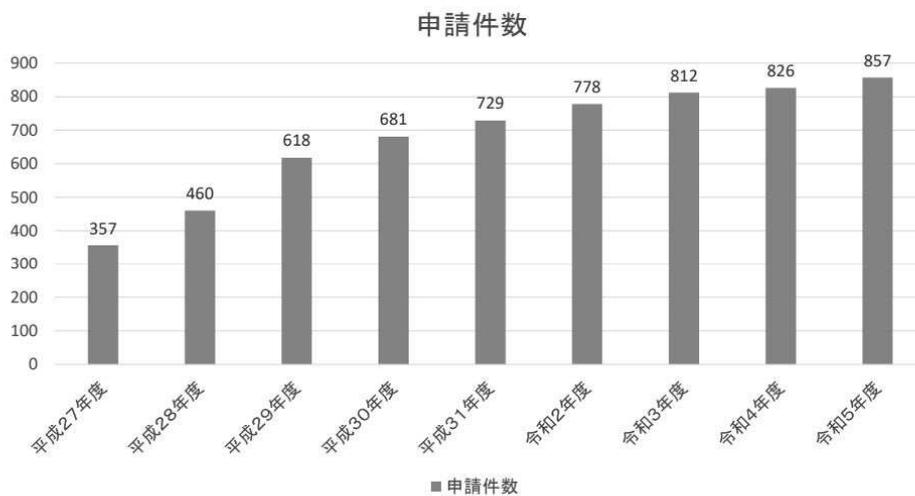
## 簡易チェックシステム

- 浄化槽は家庭の庭先にある
- 設置者が浄化槽の状況を把握しやすい
- 排水に関心がもちやすい
- 毎月1回、簡単な点検
- 点検結果を記録に残す
- 簡易点検で水質、負担軽減につながる



55

## 簡易チェック実施者



56

# 簡易チェック制度

使用者等による簡易チェックを行う事で業者点検回数を減らします。

毎月チェック⇒異常があれば維持管理協会に連絡

型式	現行業者点検回数	簡易チェック時業者点検回数	現行との差
①構造例示型	6回/年	3回/年	△6,000
(昭和63年から平成10年ぐらいまで設置)	2ヶ月に1回	4ヶ月に1回	
②性能評価型	6回/年	4回/年	△4,000
(コンパクト型)	2ヶ月に1回	3ヶ月に1回	

57

## 会員宅定期訪問状況 浄化槽管理士の資格をもつ職員が必ず年1回以上訪問



- 年1回以上訪問
  - 使用状況確認
  - 浄化槽確認
- 会報の発行

人口15,000人の町で、毎年約600人が参加

### とじょう

ご挨拶  
 本会報は、浄化槽の管理・点検に関する情報を提供し、ご協力をいただくため発行しております。ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

浄化槽管理士会報発行のご案内

● 発行頻度：年2回発行  
 ● 各助成制度案内  
 ● 協会活動報告  
 ● トラブル事例



## 浄化槽講習会状況

浄化槽に関する情報を持ち寄り、浄化槽に対する知識向上を目的に講習会を実施。

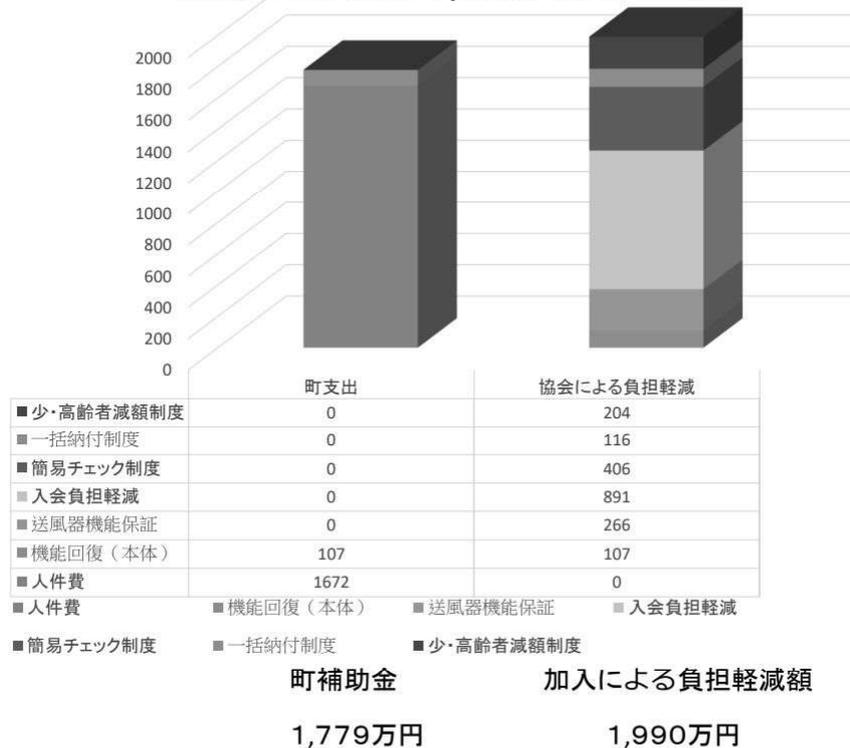
58

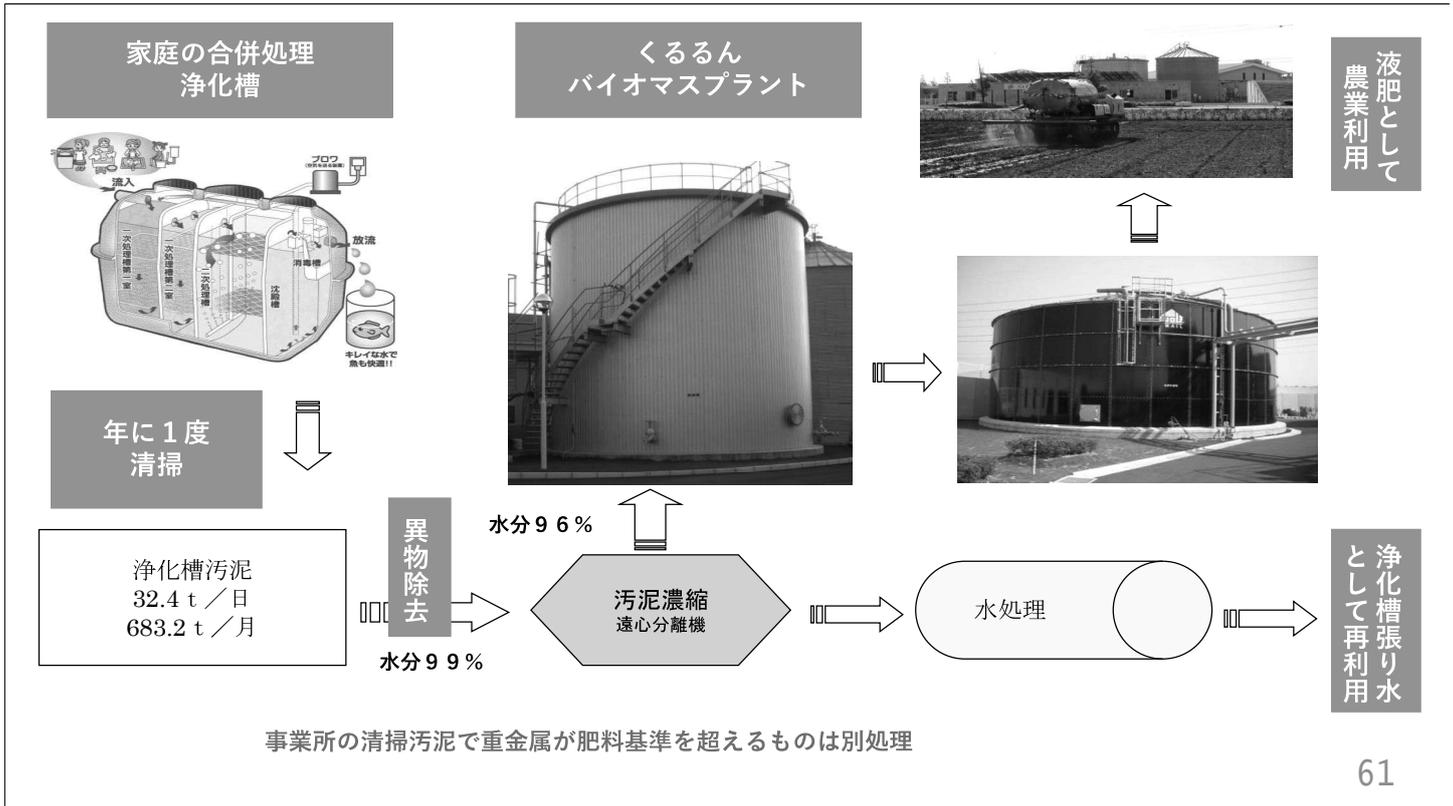
# 簡易チェック実施者体験発表



- ・ 2名の方が発表される
- ・ 通常の点検以外で気づいた事
- ・ 点検を重ねるごとに関心が高まった

## 町民への負担軽減 (令和4年度)





### 3. 小規模下水道事業の財政構造

～使用料で維持管理費も稼げず、  
持続不可能な事業が多い。  
汚水処理サービスは止められないから  
浄化槽転換。

# 三春町上下水道事業の利用者負担(H12.4)

## ～サービスが同じなら利用者の負担は同じであるべきと考えた～

平成12年4月1日施行・税別(以来改定せず)

区分 整備費	一般家庭 下水道使用料	水道及び簡易 水道料金	受益者 負(分)担金	
			個人	法人
公共下水道 1戸500万円	月20m <sup>3</sup> 使用 4,450円	月20m <sup>3</sup> 使用 3,500円	1戸 25 万円	1m <sup>2</sup> 600円
農業集落排水 1戸600万円	月22m <sup>3</sup> 使用 4,850円	水道加入金 130,000円 加算加入金 130,000円 工事負担金 200,000円 計460,000円		但し最低25 万円
個別排水処理 (浄化槽) 1戸70～80万	7人槽 4,500円 定額			

63

### 浄化槽維持管理事業補助金 補助金申請の受付を開始します

○浄化槽維持管理事業補助制度とは・・・

- 浄化槽がしっかり働くために行う
1. 保守点検 (浄化槽の点検調整)
  2. 清掃 (浄化槽内部の汚泥汲取り)
  3. 法定検査 (水質の検査)
- の費用の一部を補助する制度です。

○対象になる条件は・・・

- ①合併処理浄化槽区域で、合併処理浄化槽が設置されている個人住宅である。
- ②設置場所に住民登録がある。
- ③市税の滞納がない。  
(市税とは、固定資産税、軽自動車税、市・県民税、国民健康保険料です。)
- ④年度を通じて適正な維持管理を行った。  
※一般住宅の場合、年間で保守点検3回、清掃1回、法定検査1回  
※法定検査の結果が「判定(不適合)」であり、改善されていない場合は、補助金が交付されません。

○申請の方法は・・・

- ①申請書類に必要事項を記入し、保守点検・清掃の領収書(コピー可)を貼る。
- ②法定検査の結果書をコピーし、添付する。  
※市の水道をお使いの方で、漏水等により減額申請を行った方は、決定通知書の写しも添付してください。
- ③郵送または持参し、申請する。

市での申請書類審査、補助額算定

4月末から5月ごろに補助金の振込  
(条件によっては補助金が交付されない場合もあります。)

平成29年4月1日から平成30年3月末までに実施した  
保守点検3回(領収書) 清掃1回(領収書) 法定検査1回(検査結果のコピー)が必要です。  
(紛失した場合は業者に再発行をお願いしてください)

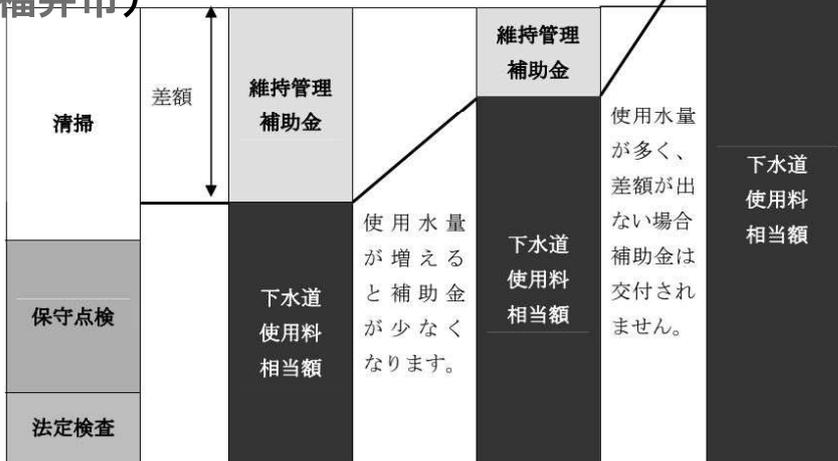
※代金振込の關係で申請締切日(3/30)に領収書が間にあわない場合は、請求書のコピーでも構いません。

浄化槽が正しく機能するには適正な維持管理が必要です。正しく維持管理を行いましょう。

提出期限 平成30年3月30日(金) 必着  
福井市下水道部下水道お客様サービス室  
浄化槽係 連絡先：(0776) 20-5634

### 合併処理浄化槽維持管理補助金のイメージ図

浄化槽利用者と下水道使用料を公平に扱う。浄化槽利用者に差額分を補助(福井市)



\* 下水道使用料相当額=水道使用量から算出した仮の下水道使用料

64

## 小規模下水道の経営は悪い。悪くないように見せている。

図2、整備費用(資本費)は全部繰出金を当て、使用料で維持管理費の3分の1も回収できない。

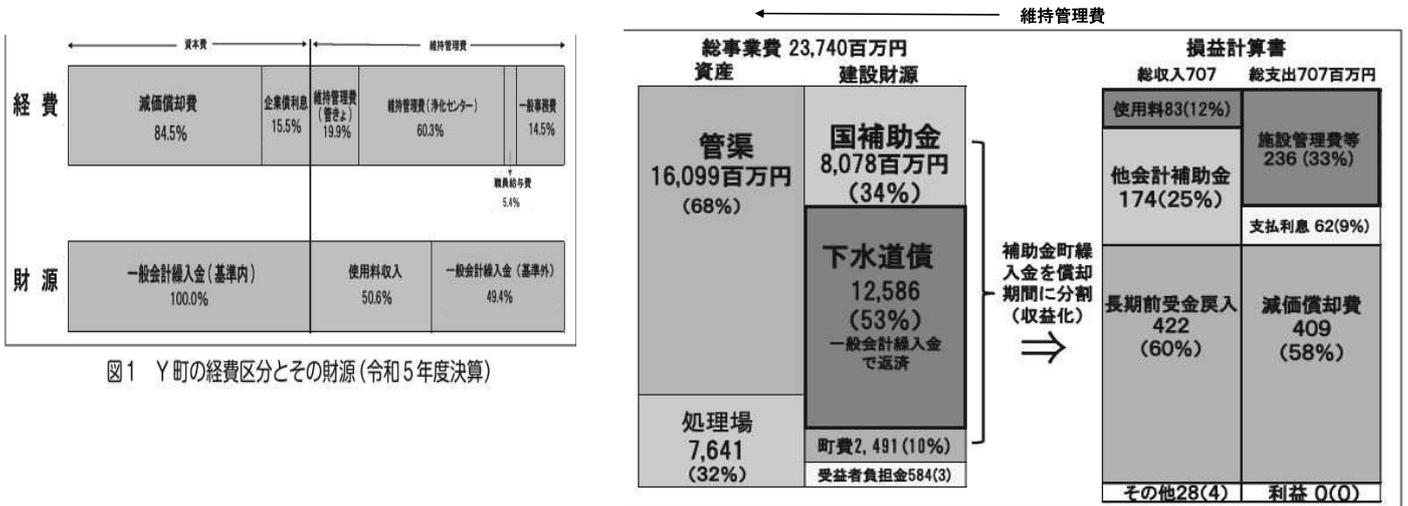


図2 Y町下水道の財政構造(令和5年度決算) 65

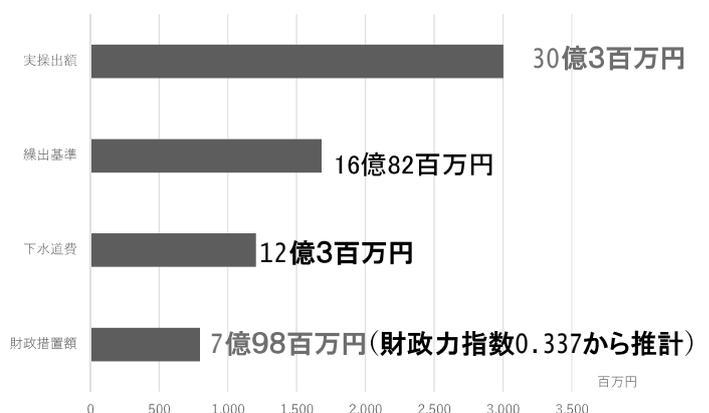
### ○ 一般会計繰出基準(抜粋)

- 1 雨水処理に要する経費
- 2 分流式下水道に要する経費
- 3 下水の規制に関する事務経費
- 4 水洗便所への改造命令事務経費
- 5 風呂用水の処理に要する経費
- 6 高度処理に要する経費
- 7 高資本費対策に要する経費
- 8 下水道事業債(特別措置)償還係費

自治体の財政担当者は、基準財政需要額は標準的な経費であり、公営企業への繰出金についても基準財政需要額への算入分こそが繰出基準にかなう額であると誤解しがち。下水道事業に係る繰出金の基準財政需要額への算入は、概算で5割程度。繰出通知に沿った額の繰出を行うと、基準財政需要額だけでは十分にカバーできない。基準財政収入額に算入されない地方税等である留保財源で対応せざるを得ない。

## 国の繰出基準と交付税措置の実際 30億円繰出して8億円しか措置されない

### ○ M市の例(令和4年度)



## 国の財政支援制度による市への支援額と市の実負担額推計(R4年度)

地方交付税：標準的な行政を実施するため、税収入が不足する場合、その不足額を埋める仕組み

(公営企業統計R4決算から)

一般会計実繰入額	30億 3百万円 *1
地方交付税算入額	7億97百万円 *2
市税負担額	22億 5百万円
<p>使用料収入は8億8百万円しかなく税金で穴埋めしながら“自転車操業” いずれ財政は破綻。</p>	
*1 実繰入額=基準内+基準外 =	3,003,560
*2 算定額1,203,286×(1-0.337)	= 797,779

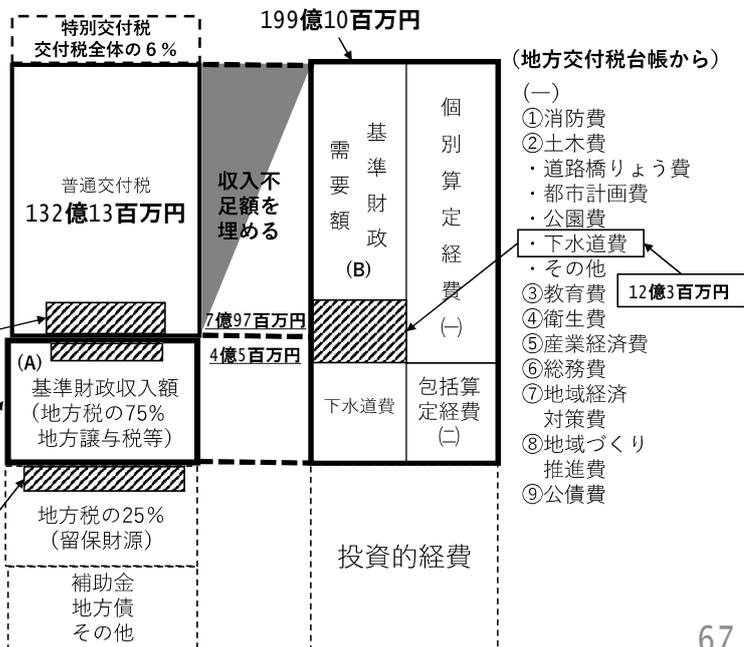
$$\frac{A}{B} = 0.337337$$

財政力指数=過去3年間の平均値  
(指数の目安)  
1.0~ 不交付団体(77自治体)富裕団体  
~0.4 過疎団体の要件

12億 3百万円

66億97百万円

基準外繰入金



67

## 三春町の下水道経営改革：「公営企業」として経営

### 「三春町上下水道事業運営方針（平成10.4）」

1. 上水道が主導して公共下水道・農業排と統合、企業的な運営をめざす。
2. 下水道は、集合処理と個別処理を組み合わせ効率的に。  
公共下水道計画区域を1/3に縮小。農業排は3地区で取りやめ残る15地区は中止。  
公共下・農業排を中止した地域の汚水処理は「公設浄化槽」事業を創設して対応。
3. 受益者負担を公平にするため料金は統一水道3,500円、下水4,500円(月20m<sup>3</sup>使用)
4. 「企業会計」で経営管理～公共下水供用開始(H12)から地方公営企業法を適用  
平成11年に簡易水道、12年に下水道3事業、13年に宅造を法適用・「企業局」に
5. 事務及び管理業務の外部委託(アウトソーシング)を進め職員削減10人 → 6名

68

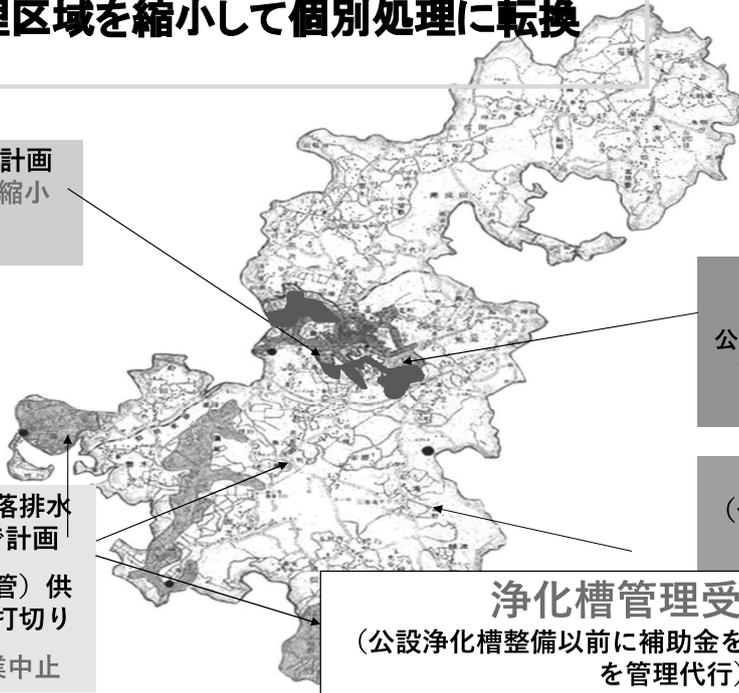
# 福島県三春町は平成10年に上下水道改革 集合処理区域を縮小して個別処理に転換

上下水道課に下水道3事業（公共・農集排・個別処理）を統合、地方公営企業法適用し、使用料を浄化槽の管理費と同じ4,500円（月20m<sup>3</sup>）に統一

公共下水道事業 計画  
300haを100haに縮小  
(茶色)



(農林課) 農業集落排水事業を18地区で計画  
(上下水道課に移管) 供用3地区で事業を打ち切り  
残る15地区は事業中止



## 市街地浄化槽代行業

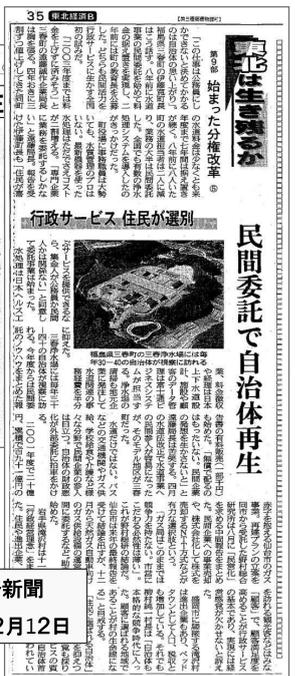
公共下水道計画区域の未着手地域を合併処理浄化槽で整備し水洗化

個別排水処理事業  
(公共下水道・農集排3地区以外の地区)

**浄化槽管理受託事業**  
(公設浄化槽整備以前に補助金を受けて整備した浄化槽を管理代行)

## W-PPP導入するとどうなる かは三春町を見れば分かる

「例えば、福島県三春町の場合は、水道事業を含めた庁内の公営企業6事業全てに地方公営企業法を適用し、経理から施設管理までをアウトソーシング、事務の一元化などで一石四鳥の経営改革につながっている・・・小規模団体における最も優れた事例として参考になる・・・」(平成15年10月、日本水道協会総会における総務省公営企業経営企画室長の発言)



読売新聞 平成15年4月17日

「福島県三春町の企業管理者は、下水道料金について、公共下水道、農業集落下水道、そして、合併処理浄化槽を含め、町民に対して平等な負担の料金体系をつくるなど、先進的な経営を実施している・・・」(岩波書店「自治体の構想4」88頁)

日本経済新聞  
平成14年12月12日



A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 30 lines spaced evenly down the page.

## 展示コーナーの出展企業一覧

①	札幌北宮株式会社
②	株式会社日環商事
③	株式会社東興化学研究所
④	笠原理化工業株式会社
⑤	飯島電子工業株式会社
⑥	株式会社鶴見製作所
⑦	安永エアポンプ株式会社
⑧	新明和工業株式会社
⑨	株式会社飯能清掃センター HHC 汎用事業部

## 2025年度浄化槽施工・維持管理技術者講習会

編集 公益社団法人北海道浄化槽協会  
〒062-0935

札幌市豊平区平岸5条7丁目7番10号

電話 011-823-4755

URL <https://www.hjk.or.jp/>

発行 2026年3月

※無断の転載・掲載はご遠慮ください。